



Ⅲ 前期基本計画

- Ⅲ-1 壬生創生プラン
- Ⅲ-2 分野別計画
- Ⅲ-3 行政改革大綱

壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画





▲ 壬雷 (みらい) ちゃん

壬雷 (みらい) ちゃんは、壬生町おもちゃ博物館の開館と同時に誕生しました。壬生町は雷が多いため、名前は壬生町の「壬」と雷様(らいさま)の「雷」から「壬雷ちゃん」としました。また、壬生町の「未来」への夢と希望の思いも込められています。

永遠の10歳です。明るく、強く、やさしい性格で、子ども達の味方です。子どもの笑顔が大好きな男の子です。

Ⅲ-1

壬生創生プラン

- Ⅲ-1-1 壬生創生プランの位置づけ
- Ⅲ-1-2 壬生創生プランの展開



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

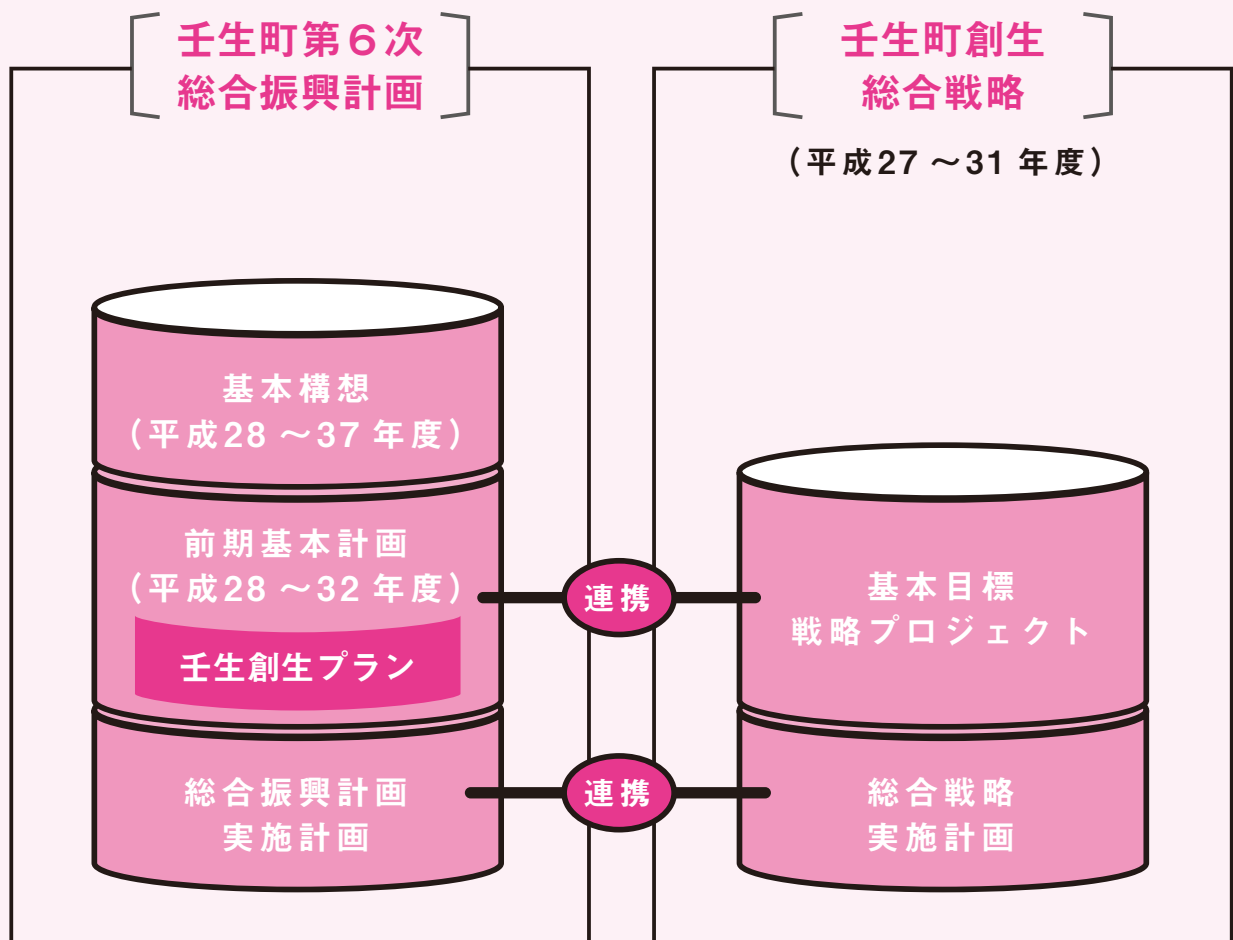


Ⅲ-1-1 壬生創生プランの位置づけ

前期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像やまちづくりの基本姿勢を実現するため、各施策の方向性や事業などにより構成されています。

また、本町では、平成27年10月に「壬生町人口ビジョン」を策定し、将来予想される人口推移をシュミレーションし、人口減少に歯止めをかけるべく、平成27年度から5年間で取り組む「壬生町創生総合戦略」を策定しました。この「壬生町創生総合戦略」では、4つの基本目標を達成するため戦略プロジェクトを推進するとともに、「壬生町第6次総合振興計画」と相互連携し、まちづくりを進めていきます。

前期基本計画(平成28～32年度)では、「壬生町創生総合戦略」と相互連携を図り、プロジェクトを重点的に進めるため、「壬生町創生総合戦略」の基本目標や各戦略プロジェクトを壬生創生プランとして位置づけます。



Ⅲ-1-2 壬生創生プランの展開

壬生創生プランでは、4つの基本目標と戦略プロジェクトを設定し、町民との協働で推進します。

基本目標	戦略プロジェクト
1 壬生町における安定した雇用を創出する	1 産業の振興と雇用の創出 2 農商工業連携による町の活性化 3 地域産業を守る後継者の育成
2 壬生町への新しいひとの流れをつくる	1 タウンプロモーション ^{※1} による定住促進 2 壬力ある観光・交流の促進 3 郷土愛の醸成によるUターン推進
3 壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1 すくすく安心の子育て支援 2 素敵な出会い支援と結婚観の向上 3 ワーク・ライフ・バランス ^{※2} の推進
4 壬生町で安心して元気に暮らす	1 安全で利便性の高いまちづくり 2 生き活きと町民が躍動するまちづくり 3 健康長寿のまちづくり

※1 タウンプロモーション…地域を持続的に発展させるために、その魅力を発掘し、内外に効果的に訴求し、人材、物財、資金、情報などの資源を地域内部で活用可能としていくこと。

※2 ワーク・ライフ・バランス…男女が共に、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の啓発などさまざまな活動について、自らの希望に沿った形でバランスをとりながら展開できる状態のことを指す。

基本目標1 壬生町における安定した雇用を創出する

基本方針

本町では、町外で就業している方が多くなっているため、町内に魅力ある「しごとの創出」を図り、町内産業の活性化と就業者支援を推進します。

農業従事者の高齢化が進んだことによる後継者不足や耕作放棄地が増加しており、魅力ある農業の活性化と後継者育成が必要となっていることから、新たに農業を始める方への支援や効率的な農業経営、他産業との連携による活性化を図ります。

郊外の大型店舗進出や後継者不足等により、商店街等に空き店舗が増加しているため、まちなかの賑わいを創出するため、空き店舗等の有効活用を推進します。

戦略プロジェクト1-1

産業の振興と雇用の創出

【プロジェクトの概要】

- みぶ羽生田産業団地への世界有数の工作機メーカーが進出することで、大手企業を中心とした新たな連携により産業の活性化を図ります。
- 新たに本町へ進出を希望する企業ニーズを的確に捉え、新たな産業用地の確保に努めます。
- 企業間の連携強化と商業支援を充実し、地域産業の活性化と雇用創出を図ります。
- 企業の求人ニーズと求職者への就労情報の提供がスムーズに行えるよう、ハローワークや雇用協会と連携し、雇用の創出を推進します。

【主な事業】

産業振興奨励事業

➡ P.123

中小企業
融資制度事業

➡ P.123

就労情報提供事業

➡ P.129

戦略プロジェクト1-2

農商工業連携による町の活性化

[プロジェクトの概要]

- 地域商店街と連携し、地域コミュニティの再生を図り、商店街の活性化を目指します。
- 本町の基盤産業である農業を商工業と連携させることにより、双方の活性化を図ります。
- 本町の特色ある農産物ブランドの向上を図り、販路拡大を推進します。
- 生産から開発、販売、PRを一体的に進める農業の6次産業化を推進します。
- 壬生ブランドの認知度向上を図ります。

[主な事業]

地域特産物推進事業

➔ P.125

ブランド推進事業

➔ P.121

6次産業化
推進事業

➔ P.125

戦略プロジェクト1-3

地域産業を守る後継者の育成

[プロジェクトの概要]

- 地域産業の継続、発展を図るため、後継者の育成や経営の持続化などを推進します。
- 耕作放棄地を優良農地へと転換するため、農業の企業化（法人化）や農地集積を計画的に推進します。
- まちなかの空き店舗を活用した賑わいづくりを推進します。
- 新たに起業する方の意識啓発や創業支援を推進します。

[主な事業]

担い手規模拡大
推進事業

➔ P.125

新規就農
サポート事業

➔ P.125

空き店舗
利活用事業

➔ P.121

基本目標2 壬生町への新しいひとの流れをつくる

基本方針

本町は、近年、大規模民間開発等により転入人口が増加し、総人口は増加していましたが、壬生町人口ビジョンの将来予測では少子高齢化に伴う人口減少が予想され、早急に対策を講ずる必要があります。

そこで本町への新たな人の流れを創出するため、町民の約9割が住みよいと感じている町全体の素晴らしさをタウンプロモーションとして情報発信するとともに、計画的な宅地開発等により定住促進を推進します。

さらに、本町には年間250万人が来訪する「みぶハイウェーパーク」、子どもから大人まで楽しめる「おもちゃ博物館」や「バンダイミュージアム」、「わんぱく公園」、全国に誇る古墳群など、世代を問わず楽しめる地域資源が豊富にあり、これらの地域資源を活用した観光プロモーションを推進します。

一方、子どもたちが進学する際、町外へ転出し、その後町外で就職、定住するケースが多い状況となっているため、子どもの頃から“まちづくり活動”に参加し、壬生町の誇るべき資源を地域住民とともに学ぶことで子どもたちの郷土愛の向上を図るなど、「いつかは帰り住みたい壬生町」を目指し、UIターンを推進します。

戦略プロジェクト2-1

タウンプロモーションによる定住促進

【プロジェクトの概要】

- 充実した医療、公園や緑、交通、産業とバランスのとれた本町の住み良さ全体をタウンプロモーションし、全国へ情報発信します。
- 本町のまちづくりのために、ふるさと応援寄附をしていただいた方へ、本町自慢の特産品などを謝礼品として送付し、また、ホームページを通して町情報を発信し、全国に「壬生町ファン」を獲得します。
- 住宅需要に応じた宅地開発を推進します。
- 空き家の状況を把握し、利活用等を推進します。
- 移住者ニーズを把握、分析し、安心して壬生に住める移住者支援を推進します。

【主な事業】

タウンプロモーション
推進事業

➔ P.61

ふるさと応援寄附金
推進事業

➔ P.63

六美町北部地区
土地区画整理事業

➔ P.87

戦略プロジェクト2-2

壬力ある観光・交流の促進

[プロジェクトの概要]

- みぶハイウェーパークやおもちゃ博物館を中心とした観光交流を促進し、町外からの来訪者の増加を図りながら、住民参加型のイベント等を積極的に開催することで、“人與人”との交流を促進します。
- 観光ボランティアを活用した地域資源のPRを推進します。
- ユニークな地名「おもちゃのまち」を活かした魅力アップ事業を推進します。

[主な事業]

観光プロモーション
推進事業

➔ P.127

観光ボランティア
養成事業

➔ P.127

おもちゃのまち
魅力アップ推進事業

➔ P.127

戦略プロジェクト2-3

郷土愛の醸成によるU I ターン推進

[プロジェクトの概要]

- 子どもたちが地域活動に参加し、地域住民とともにまちづくりに取り組み、地域資源について学ぶことで、まちや人を愛する郷土愛を醸成します。
- 子どもたちの郷土愛の醸成により「いつかは帰り 住みたい壬生町」を目指し、U I ターンを推進します。
- 壬生町が誇る多くの自慢について、町民の認知度向上を図り、町民の郷土愛を高め、町民による町自慢の情報発信を促進します。

[主な事業]

郷土愛醸成
推進事業

➔ P.115

中学生及び青少年
地域参画推進事業

➔ P.115

基本目標3 壬生町で結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本方針

本町の合計特殊出生率※1.32(平成25年度)は、全国1.43、栃木県1.43を下回っており、子育て世代や今後子育てを担う世代などが希望する子育て環境整備や子育て支援を一層充実することで、出生率の向上を目指します。

また、アンケートによると「いずれは結婚したい」人が50.3%いることから、男女の出会い創出や支援を推進します。また「結婚するつもりはない」人が26.9%という結果を踏まえ結婚に対してよいイメージが持てるようなPRを推進します。

さらに、子育てしながら働くためには、職場や家庭などの理解が必要不可欠であることから、働く人のすべてが「ワーク・ライフ・バランス」の重要性を理解し、実践するための意識改革につなげることができるよう、働き方改革等の啓発を推進します。

戦略プロジェクト3-1

すくすく安心の子育て支援

[プロジェクトの概要]

- 子どもが生まれてから就労するまで、切れ目のない子ども・子育て支援を実施します。
- 子育て世代が安心して働けるよう、保育ニーズに応じた保育園や認定子ども園等の整備、学童保育整備を行います。
- 子育て支援センターを中心に、『元気に育つ みぶっこ』を応援します。
- 子育て情報を集約した子育て応援サイトを作成し、スマートフォンやパソコンなどで簡単・手軽に情報を得られる環境を整備します。

[主な事業]

安全・安心な子育て
環境推進事業

→ P.83

子育て応援サイト
運営事業

→ P.83

放課後児童クラブ室
環境整備事業

→ P.83

※合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

戦略プロジェクト3-2

素敵な出会い支援と結婚観の向上

[プロジェクトの概要]

- 若者の結婚に関する希望の実現に向けて、男女の出会いの創出や婚活支援を行います。
- 県や県内市町と連携し、多様な出会いの創出を図ります。
- 結婚や家庭をもつことの素晴らしさ、子どもと過ごす時間の大切さなど“結婚による幸せ”をPRし、結婚に対するイメージの向上を図ります。

[主な事業]

婚活支援事業

→ P.84

結婚観向上
啓発事業

→ P.84

戦略プロジェクト3-3

ワーク・ライフ・バランスの推進

[プロジェクトの概要]

- 子育て中の方が、安心して働ける職場環境を目指し、働く方の意識啓発を推進します。
- 仕事と生活の両立を目指し、元気に働き、健康に生活する習慣をPRします。
- 働く人すべてが「ワーク・ライフ・バランス」の重要性を理解し、実践する社会の実現を目指します。
- 女性の社会進出を応援し、男女がお互いを認め合い協力し合う社会の実現を目指します。

[主な事業]

ワーク・ライフ・
バランス推進事業

→ P.129

男女共同参画
推進事業

→ P.59

基本目標4 壬生町で安心して元気に暮らす

基本方針

本町は、災害が少なく医療環境に恵まれ、交通網が整備された「住みよいまち」と評価されており、今後も、地域特性を活かした安全で利便性の高いまちづくりを推進します。

また、平成26年に町民活動支援センター“みぶりん”※が開設し、これまでのコミュニティ活動は自治会の活動が主となっていました。町民によるさまざまな活動が展開されるようになりました。今後も、町民活動を支援し、町民主体のまちづくりを推進します。

一方、本町の健康寿命は、全国的に低い状況にあり、町民一人ひとりの生活習慣の見直しと町民が自ら健康づくりに取り組む意識付けが必要となっています。そのため、町民が健康で、元気に暮らせることを目的として、健康長寿のまちづくりを進め、“健康なまち・ひと・医療”の『メディカルタウン』の形成を進めます。

戦略プロジェクト4-1

安全で利便性の高いまちづくり

【プロジェクトの概要】

- 地域の安全・安心を高めるため、自主防災組織の設置促進や町全体の避難訓練等を行います。
- 防犯の抑止力を高めるため、駅前等に防犯カメラを設置します。
- 近隣市町との広域交通ネットワーク構築に向けて、調査研究を行います。
- 総合的な交通体系の確立を図るため、幹線道路及び補助幹線道路を計画的に整備します。

【主な事業】

駅前防犯カメラ
維持管理事業

→ P.69

デマンドタクシー
「みぶまる」運営事業

→ P.89

幹線町道整備事業

→ P.89

※町民活動支援センター“みぶりん”…ボランティア活動など各種町民活動に既に取り組んでいる町内の団体や個人、また、これから取り組みたいと考えている団体、個人を支援する機関的組織。

戦略プロジェクト4-2

活き活きと町民が躍動するまちづくり

[プロジェクトの概要]

- 町民活動支援センター“みぶりん”を中心に町民の多様な活動を支援し、各団体間のコーディネートを行い、活性化を図ります。
- 本町の地域資源の発掘や情報発信を行い、「地域おこし」を担う人材の発掘・育成を進めます。
- 「地域会議（タウンミーティング）」や「地区別町政懇談会（地域力UPスマイルトーク）」などを効果的に活用し、住民参画のまちづくりを推進します。
- 地域ごとに子どもから大人までが気楽に集まる「小さな拠点形成」を図り、地域で支え、地域で暮らす仕組みを構築します。

[主な事業]

町民活動支援センター
“みぶりん”
管理運営事業
→ P.57

協働のまちづくり
指針策定事業
→ P.57

いきいきふれあい
応援事業
→ P.57

戦略プロジェクト4-3

健康長寿のまちづくり

[プロジェクトの概要]

- 健康長寿のまちづくりに向け、関係各課と連携しながら全町的に推進します。
- 獨協医科大学との連携、健康リーダーの育成・活用、地域包括ケアシステム^{*}の構築などを重点的に推進します。
- 健康診査のインターネット申し込みなどの環境を整え、受診率向上に向け取り組みます。
- 健康診査結果などの本町における健康データを分析し、分析結果に基づいた対策等を行います。
- 公園等へのウォーキングコースの設置や、町民の健康づくりの支援を行い、健康意識向上を図ります。

[主な事業]

健康長寿の
まちづくり推進事業
→ P.76

健康増進事業
→ P.76

特定健康診査・
特定保健指導事業
→ P.77

^{*}地域包括ケアシステム…可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供をすること。



▲ 壬生町特別広報官「壬生むつみ」

おもちゃ・模型が大好きで、夢のあるおもちゃを考えるのが大好きです。妹の「ゆうゆ」とおもちゃで遊んでは夢のあるおもちゃを考えています。壬生町合併 60 周年を記念して、壬生町特別広報官として、壬生町職員に任命されました。

Ⅲ-2 分野別計画

- 基本姿勢 1 みんなでつくる 住み続けたいまち
- 基本姿勢 2 みんなが安全で安心して暮らせるまち
- 基本姿勢 3 みんなで支え合い 健康で元気に暮らせるまち
- 基本姿勢 4 みんなが快適で 便利に暮らせるまち
- 基本姿勢 5 みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち
- 基本姿勢 6 みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち
- 基本姿勢 7 みんなが集まる にぎわいのあるまち



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画





住民会議の様子

Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 1

みんなで作る 住み続けたいまち

- 1-A 住民と進める協働のまちづくり
- 1-B すべての人の人権が尊重されるまちづくり
- 1-C 知りたい情報と親切なサービスがあるまちづくり
- 1-D 健全な行政経営のまちづくり



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

1—A 住民と進める協働のまちづくり

基本方針

- 多くの住民がまちづくりへ参加・参画しやすい環境づくりを進めます。
- 「町民活動支援センター“みぶりん”」を中心とした住民協働のまちづくりを推進します。
- 「協働のまちづくり指針」や「自治基本条例※」について調査研究を進めます。
- 自治会連合会やコミュニティ推進協議会などと連携し、住民主体のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 地域住民の声を行政が直接聞く場としての「地域会議（タウンミーティング）」（4年に1度）は、毎年開催の要望があり、開催がない年については自治会連合会主催の「地区別町政懇談会」と連携して、地域の意見等を把握する必要があります。
- 各種会議の公募により、住民のまちづくりへの参加・参画の機会を増やすことが求められます。
- 「町民活動支援センター“みぶりん”」については、積極的なPRによる登録団体の増加と各登録団体の活動を積極的に支援する必要があります。
- 「協働のまちづくり指針」や「自治基本条例」については、全庁的に調査研究を進め、町民の意識高揚を図る必要があります。
- 少子高齢化、地域連帯感の希薄化などにより自治会を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、地域力の低下が懸念されており、まちづくりの中心である自治会の活動の支援や地域間の連携強化を図る必要があります。

町民活動支援センター“みぶりん”の役割

- ① 相談事業
- ② 活動場所・事務機器の提供
- ③ 情報収集と提供
- ④ 交流の促進
- ⑤ 広報・研修



※自治基本条例…一般的に「①住民による自治体行政、議会の役割そして住民自身の責務と権利を定義②その自治体の自治の基本的なあり方について規定し、かつ、その自治体における自治体系の頂点に位置づけられる条例」と定義されているが、導入の目的により微妙に違ってくる。

施策の展開

施策1-A-1 住民参画と協働の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「町民活動支援センター“みぶりん”」が中心となって、「各団体間の調整（コーディネート）」をし、「町全体のボランティア意識の啓発」を図ります。 ● 「地域会議（タウンミーティング）」や「地区別町政懇談会」などを効果的に活用し、住民参画のまちづくりを推進します。 ● 「町長へのすまいるメール事業」等により、町民からの意見や要望をスピーディに反映し、協働のまちづくりを推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 協働のまちづくり指針策定事業 ● 町民活動支援センター“みぶりん”管理運営事業 ● 地域会議（タウンミーティング）開催事業 ● 町長へのすまいるメール事業

施策1-A-2 地域主体のまちづくりの促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティ活動を効果的に支援するため、支援体制を強化及び地域間の連携強化に向けた取り組みを積極的に推進します。 ● 社会貢献活動に携わるボランティアなどの育成を支援し、新たなコミュニティの形成に努めます。 ● いきいきふれあい応援事業により、自治会活動を支援します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● いきいきふれあい応援事業 ● 自治会公民館建設補助事業

指標

指標名	現状値	目標値（平成32年）
「町民活動支援センター“みぶりん”」登録団体数	103 団体 (平成27年)	400 団体

基本方針

- 個人を尊重する社会を実現するために、人権教育や啓発を行い、人権尊重思想の普及・高揚を図ります。
- 町民や学校等を通し、平和啓発を広く推進します。
- 女性や男性を問わず、生きやすい社会を創り、男女共同参画社会*の実現を目指します。

現状と課題

- 偏見や差別等によるさまざまな人権問題に対して、人権教育と啓発、人権侵害を受けている人や人権侵害を受ける可能性のある人に対する救済について、関係機関との連携強化や相談・支援体制の充実が必要となっています。
- 人権擁護委員の役割が増加しており、担い手の育成が必要となっています。
- 平和社会の実現に向け、活動団体の支援、町民への周知、学校を通しての啓発活動などに努めることが求められます。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、男性の育児休業取得促進など、男女ともに子育てしやすい環境をつくる必要があります。
- 女性が活躍できる社会の実現ため、女性リーダーの育成が求められています。



中学生広島平和派遣

*男女共同参画社会…男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受する事ができ、ともに責任を担うべき社会。

施策の展開

施策1-B-1 人権の尊重と平和意識の醸成

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての住民の人権が尊重され、相互に共存し、平和で豊かなまちづくりを進めるため、偏見や差別のない社会を目指します。 ● 人権擁護委員と連携を図り、意識啓発や相談業務を実施します。 ● 中学生の広島平和記念式典への派遣等を通し、平和意識の高揚を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護啓発事業 ● 人権教育推進事業 ● 中学生広島平和派遣団事業

施策1-B-2 男女共同参画社会の確立

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や男女共同参画意識の高揚及び啓発を図ります。 ● 各分野での男女共同参画を推進し、男女共同参画に取り組んでいる団体等を支援し、男女共同参画社会の実現に向けて推進体制を強化します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性活動推進事業 ● 男女共同参画推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
地方自治法に基づく審議会等委員の女性登用比率	28.2% (平成26年)	30.0%

関連計画

計画名	計画期間
壬生町男女共同参画プラン	平成29年度～平成38年度

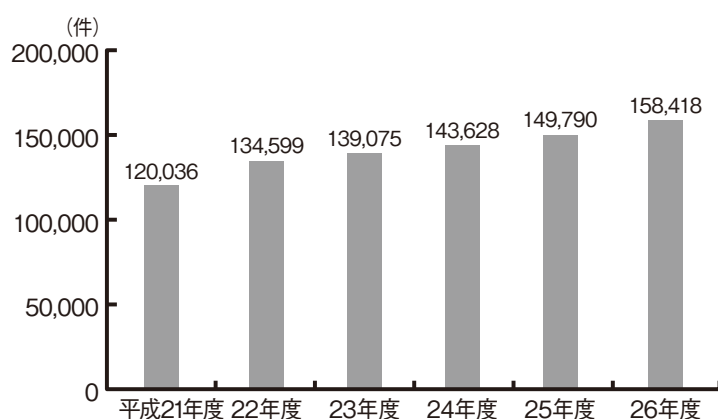
基本方針

- 住民が必要とする情報の提供と安全な情報化社会づくりを目指します。
- 個人情報保護条例に基づき個人情報の適切な取扱いに努めます。
- 住民が相談しやすい組織、体制の構築を図ります。
- 町の壬力の充実を図り、壬力情報を発信します。

現状と課題

- 町政への理解と関心を高めるため、広報紙やホームページのさらなる充実が求められています。
- 町外の方にもふるさと応援寄付金等を通じた、町の魅力の情報発信が必要となっています。
- 住民が必要とする情報の変化やICT※（情報通信技術）の向上による情報伝達手段の多様化に対応していくことが必要となっています。
- 個人情報保護対策やサイバー攻撃等に対応するため、新たなセキュリティ対策等が必要となっています。
- 本町の「住みやすさに関する地域資源の情報発信力が求められています。

ホームページアクセス数



すごかんべ壬生町



※ I C T…「Information and Communication Technology」の略。情報（Information）や通信（communication）に関する技術の総称。

施策の展開

施策1-C-1 広報の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ等により町民が必要とする情報を提供します。 ● 新たな広報媒体による情報提供を検討します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙発行事業 ● ホームページ管理運営事業

施策1-C-2 住民サービスの向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民が相談しやすい組織、体制の向上を図ります。 ● 個人情報の適切な取扱いについて周知を図るとともに、セキュリティ対策等を実施します。 ● 情報公開制度により、情報提供を行います。 ● マイナンバー制度等による手続きの簡素化や証明書等のコンビニ交付を検討し、住民に身近なサービス提供を向上します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● すまいるサポート事業 ● マイナンバー利用推進事業 ● 証明書等コンビニ交付導入事業

施策1-C-3 壬力発信の強化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の壬力を全国へPRします。 ● 地域資源を掘り起こし、新たな壬力の充実を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● タウンプロモーション推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
町ホームページへのアクセス数	158,418件 (平成26年度)	220,000件

1-D

健全な行政経営のまちづくり

基本方針

- 健全な行政経営を図るため、成果主義に基づいた選択と集中や人材育成と組織の活性化を図ります。
- 財政基盤の根幹となる町税の適正な賦課及び徴収体制を強化するとともに、ふるさと壬生町を応援してくれる方を増やします。
- 近隣市町と連携し、まちづくりの課題の解決を図ります。

現状と課題

- 住民の多様化する行政ニーズに対応するため、時代に合った組織体制、迅速な意思決定が求められます。
- 効率的な行政経営を推進するため、職員の意識改革が必要となっています。
- 老朽化する公共施設について、有効活用や長寿命化などの検討が必要となっています。
- 町税の公平な賦課徴収や受益者負担の適正化により、自主財源の確保を高め将来に向けて安定した財政基盤が求められています。
- まちづくりの課題を近隣市町とともに解決する連携体制の構築が必要となっています。

施策の展開

施策1-D-1 効率的な行政運営

方向性	<ul style="list-style-type: none">● 健全な行政経営を図るため、事業の選択と集中や組織体制の推進を図ります。● 住民協働での改善・見直しを進め、効率的で効果的な施策の推進を図り、住民の満足度の向上に努めます。● 公共施設の効率的な経営を図るとともに、指定管理者制度についてのメリット、デメリットを総合的に判断したうえで、導入を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設指定管理運営事業● 庁舎長寿命化等検討事業● 行政外部評価委員会運営事業

施策1-D-2 新しい時代を拓く人材の育成

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 若手職員の政策立案意識の高揚と充実を図り、各種施策を推進します。 ● 人事評価制度の運用により、人材育成と組織の活性化を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材育成推進事業 ● 人事評価制度事業

施策1-D-3 行財政改革の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的で効果的な住民サービスの提供を図り、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう予算配分の最適化を図ります。 ● 安定的な税収の確保を図るため、収納体制の強化や、税収以外の新たな自主財源の開拓に努めます。 ● 公共施設等総合管理計画を策定し適正な公共施設マネジメントを行います。 ● 電子決済等の新たな納税方法の拡充に向けた検討を進めます。 ● マイナンバー制度の収納業務への活用を検討します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設等総合管理計画推進事業 ● ふるさと応援寄附金推進事業 ● 納税推進事業

施策1-D-4 広域行政の構築

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域で住民が共通のサービスを受けられるよう、近隣市町との連携を強化します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域行政連携推進事業

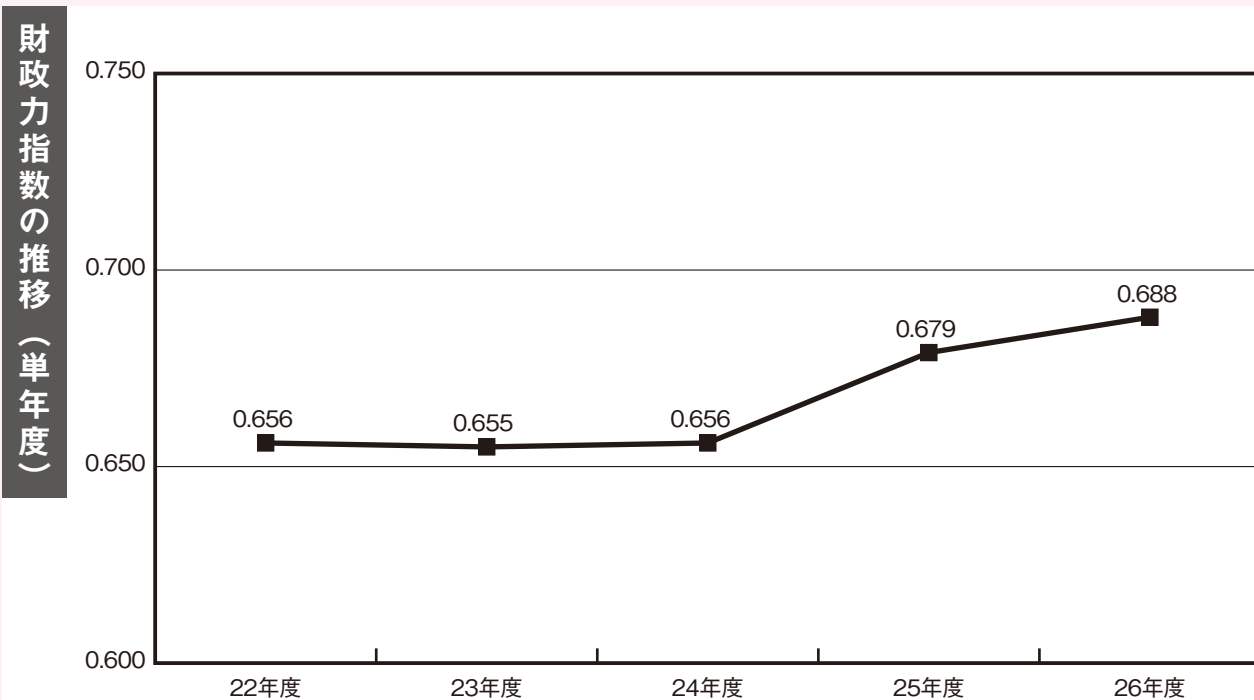
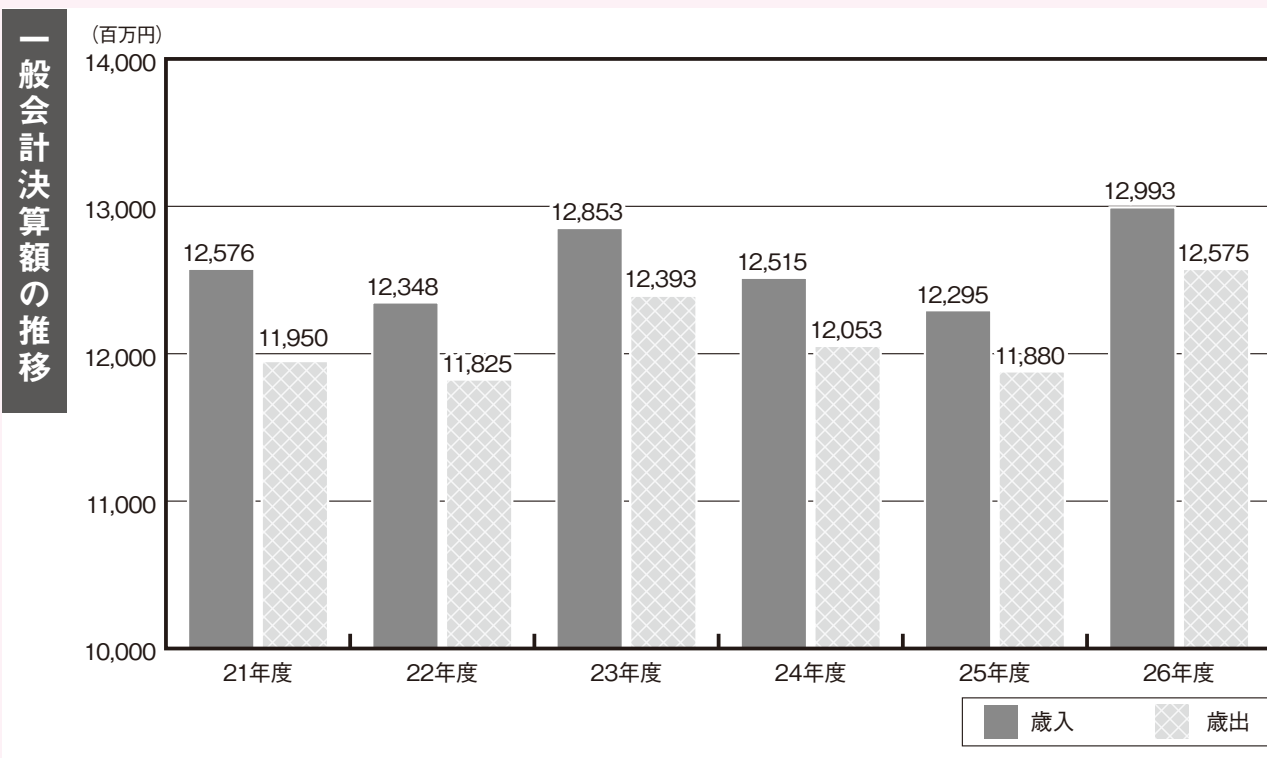
指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
財政力指数	0.694(平成27年)	0.750
町税収納率	91.0%(平成26年)	93.2%

関連計画

計画名	計画期間
第5期壬生町行政改革大綱	平成28年度～平成32年度
壬生町人材育成実施計画	平成28年度～平成32年度

歳入、歳出（性質別）の推移 財政力指数の推移



Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 2

みんなが安全で安心して暮らせるまち

- 2-A 災害に強いまちづくり
- 2-B 犯罪のないまちづくり
- 2-C 交通事故のないまちづくり
- 2-D 消費者保護のまちづくり



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

基本方針

- 地域が一体となった防災力の充実強化を推進します。
- 救急医療、救急救助活動の充実を図ります。
- 震災被害の軽減対策として効果的な建築物の耐震化を促進します。

現状と課題

- 近年、地震や台風などの自然災害が頻発し、特に今後は、大規模地震の発生も危惧されています。住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災力の重要性が増大しています。
- 防災体制の充実を図るために、住民、自主防災組織[※]、女性防火クラブ、防災関係団体などの多様な主体が適切に役割分担をしながら、相互に連携・協力して取り組んでいく必要があります。
- 大規模災害時には、常備消防と消防団が連携して、迅速、適切に防災活動、被災者の救出・救助活動等を行う体制を整備する必要があります。
- 地域防災力の中心となる消防団員の確保が課題となっています。
- 応急手当が適切に実施された場合、大きな救命効果が得られることから、積極的に応急手当の普及・促進に取り組んでいく必要があります。



消火訓練



消防団訓練

※自主防災組織…一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織。

施策の展開

施策 2-A-1 防災体制の強化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の地域防災活動への積極的な参加、防災関係団体の相互の連携及び協力等により、地域で一体となった防災力の充実・強化を図ります。 ● 住民への防災教育の推進や少年消防クラブ等の育成強化を図ります。 ● 震災被害の軽減対策として、建築物の耐震化を効果的に促進し、災害に強い地域づくりを進めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策事業 ● 防災行政無線維持管理事業 ● 災害時業務継続計画[※]（BCP）策定事業 ● 災害時要援護者対策事業

施策 2-A-2 消防・救急体制の強化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防機能を強化するため、常備消防と消防団の連携を推進します。 ● 消防団員が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、消防防災関連施設・機材の整備を図ります。 ● 効果的な応急手当の普及啓発や各種講習会を実施し、救命率の向上を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団員確保対策事業 ● 応急手当普及啓発事業

指標

指標名	現状値	目標値（平成 32 年）
自主防災組織数	14 団体（平成 27 年）	全自治会設置

関連計画

計画名	計画期間
壬生町地域防災計画	平成 8 年度～
壬生町建築物耐震改修促進計画	平成 28 年度～平成 32 年度

※災害時業務継続計画…災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

基本方針

- 警察をはじめとする関係機関と協力し、防犯力の高いまちづくりを目指します。
- 学校、家庭、地域等が連携して地域防犯力を高め、子どもたちを犯罪から守ります。

現状と課題

- 刑法犯の発生を未然に防ぐため、防犯活動を強化する必要があります。
- 特殊犯罪による被害が増加しており、特殊詐欺を未然に防ぐため、地域のコミュニケーションや家族のコミュニケーションなどが大切となります。
- 児童・生徒が犯罪に巻き込まれないように、地域の駆け込み寺である「子ども 110 番の家」設置を推進する必要があります。
- 防犯対策のため、防犯灯の設置が求められています。
- 防犯灯設置場所に地域の目がいきわたることで、夜間防犯力向上につながります。



振り込め詐欺を阻止

施策の展開

施策 2-B-1 防犯体制の強化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、警察をはじめとする関係機関との連携を強化します。 ● 警察官や安全安心指導員による講話を実施し、特殊詐欺被害防止や防犯意識の高揚を図ります。 ● 子どもたちの安全を守るため、地域の「子ども 110 番の家」への協力を呼びかけ、地域と連携した防犯体制の構築に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯運動事業

施策 2-B-2 防犯力の向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 人が多く集まる駅前には防犯カメラを設置し、防犯力向上を図ります。 ● 防犯灯の設置や管理を継続して行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● LED防犯灯交換・維持管理事業 ● 駅前防犯カメラ維持管理事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成 32 年)
人口千人あたりの犯罪被害件数	7.54 件 (平成 26 年)	6.96 件

2-C

交通事故のないまちづくり

基本方針

- 交通事故がないまちを目指し、交通安全意識の啓発や危険箇所の改善などを推進します。

現状と課題

- 交通事故0件を目標に継続的で多様な交通安全活動が重要となります。
- 最近の交通事故発生状況を見ると、高齢者に関する事故が多く発生しているため、自転車や歩行者の交通マナーの啓発が重要となります。
- 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、交通安全施設を計画的に設置する必要があります。
- 生涯を通じた交通安全教育の推進を図ることで、人命尊重の理念の下で安全で快適な交通環境を確立する必要があります。
- 交通安全対策の推進は、町のみでの対応では限りがあり、警察・栃木県・交通安全協会・各種交通安全関連団体などと連携し進める必要があります。



「ゾーン 30」で交通安全

施策の展開

施策 2-C-1 交通安全マナー・意識の向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 警察をはじめとする関係団体と連携し、交通安全の向上及び意識啓発を図ります。 ● 運転免許自主返納支援事業を推進し、デマンドタクシー“みぶまる”などを利用して、免許を返納しても快適な生活ができるよう支援し、交通安全のまちづくりを進めます。 ● 自転車について、駐輪場の整備・管理を進め、放置自転車対策に取り組むとともに、自転車安全運転教室等を開催し、自転車の交通安全マナーの向上を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全対策事業 ● 放置自転車対策事業

施策 2-C-2 交通安全の向上

方向性	● 交通事故防止のため引き続き交通安全施設の整備を実施します。
主な事業	● 交通安全施設整備事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
交通安全教室の実施回数	29回 (平成26年)	32回
交通事故の発生件数	101件 (平成26年)	90件

関連計画

計画名	計画期間
壬生町交通安全計画	平成28年度～平成32年度

基本方針

- 壬生町消費生活センターを中心として、安全な消費活動の支援・普及啓発活動を行います。

現状と課題

- 消費者を取り巻く環境は日々変化しており、引き続き安心した消費生活活動を推進する必要があります。
- 安心した消費生活の実現を目指すため、消費生活リーダーの育成が必要となります。
- 壬生町消費生活センターへの消費者からの相談件数が増加しており、機能充実が求められています。
- 子どものころからの消費生活に関する教育が求められています。

こんなトラブルに巻き込まれていませんか？

<p>訪問販売</p> <p>自宅に来たセールスマンから勧誘され、住宅リフォームや新築機具の契約をした。</p> 	<p>電話勧誘</p> <p>投資マンション、資格取得講座、株、健康食品などの勧誘電話がしつこくかかってくる。買ったのに商品が送られてきた。</p> 	<p>架空請求</p> <p>身に覚えのない料金の請求や、盗料を思わせるハガキやメールが送られてきた。</p> 	<p>インターネットトラブル</p> <p>光回線トラブル 電話や訪問で、「電話やインターネット料金が安くなる」と勧誘され契約したが、実際には安くならなかった。</p> <p>アダルト情報サイト等 無料の動画サイトを閲覧しているつもりが、淫褻画像をクリックすると高額の利用料金の請求書が届いた。</p> <p>サクラサイトトラブル SNSで知り合ったメル友にスマートフォンが壊れたからと別のサイトに誘導され、ポイント購入を勧められた。(出会い系サイト)</p> 		
<p>SF商法</p> <p>「原品プレゼント」など人を集め、締め切った会場で雰囲気を作り上げ、最終的には高価な商品を売りつけられた。</p> 	<p>通信販売</p> <p>カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等を見て、商品を購入したが、注文品と違うものが届いた。</p> 	<p>劇場型勧誘</p> <p>電話で「特別に選ばれた人だけに」と未公開株や社債などの購入を勧める。その後、別の業者が「高値で買い取る」とら誘導しを持ちかけられる。</p> 	<p>「契約」ってなに？</p> <p>契約とは、商品を「買いたい」「売りたい」と言うようなお互いの意思表示が合致することによって法律上の責任が生じる関係を言います。契約が成立すると、正当な理由がない限り、一方的に取り消すことが出来なくなります。</p> <p>※口約束でも契約は成立します。</p> <p>これも「契約」</p> <p>スマートフォンでアプリをダウンロードした</p>  <p>コンビニで買物をした</p>		
<p>次々販売</p> <p>訪問販売で次々と布巾や浄水器など商品を購入させられた。</p> 	<p>借金の返済が困難になってしまった方</p> <p>クレジットカードやサラ金の返済など、借金がどんどん増え、自分の収入では到底返済できなくなってしまった状態を「多量債務」といいます。多量債務になってしまった場合でも、解決する方法は必ずあります。ひとりで抱え込まず、相談してみましょう。</p> 				
<p>製品事故</p>					
<p>食品表示</p>					

困った時は、一人で悩まずに、ご相談ください

啓発パンフレット「困ったときは、消費生活センターに相談ください」

施策の展開

施策 2-D-1 消費者組織の育成

方向性	● 壬生町消費者友の会を支援し、安全で豊かな消費生活の実現を図り、会員が消費生活リーダーとなるよう施策を推進します。
主な事業	● 消費者友の会補助事業

施策 2-D-2 消費者被害の防止・救済の充実

方向性	● 壬生町消費生活センターを中心に、消費者被害の未然防止・拡大防止を図り、消費生活の安定を図ります。 ● 自主防犯団体や地域の見守りチームなどに消費生活に関する情報を提供し、高齢者や障がい者等の悪徳商法等による被害防止を図ります。
主な事業	● 消費生活センター運営事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
消費者問題啓発回数	3回 (平成26年)	10回



リレー・フォー・ライフ・
ジャパン とちぎ



敬老のつどい



壬生町健康ふくしまつり

Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 3

みんなで支え合い 健康で元気に暮らせるまち

- 3-A みんなが健康に暮らせるまちづくり
- 3-B とともに支え合い暮らせるまちづくり
- 3-C 子育てしやすいまちづくり



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

3-A

みんなが健康に暮らせるまちづくり

基本方針

- 健康寿命の延伸を図るために、本町の健康問題を調査し、住民の健康意識の高揚を図り、生活習慣の改善を図ります。

現状と課題

- 本町の健康寿命は全国的にも低い状況にあり、介護保険事業費や医療費の増大が危惧されており、町民一人ひとりが自分の生活習慣を見直すとともに病気の予防について実践し、健康で自立した生活が送れるようにすることが重要です。
- みぶまち・獨協健康大学の修了者グループや保健委員会、食生活改善推進員等の地域組織を育成、支援し、それらの組織と協働により健康づくり活動を実施することが求められます。
- 「健康みぶ21計画」を中心に本町の健康づくりを進めていますが、特定健診受診率が低いため、町民が自らの健康づくりに積極的に取り組めるよう支援することが必要となっています。
- 保健福祉センターは災害時の福祉避難所（要援護者避難施設）となっており、新型インフルエンザ等発症時には住民接種の会場として利用されるため、緊急時に備えた点検整備が必要となります。
- 夜間、休日の救急医療体制の整備により、急な病気やけがの際、安心して医療を受けることができ、町民の安心を確保していますが、二次・三次救急を担う病院の救急外来への患者の集中が顕著となっており、適切な救急医療を提供できなくなるケースが想定されることが課題となっています。

施策の展開

施策3-A-1 日頃の健康維持と健康増進

方向性

- 健康リーダーとして、健康大学の修了者や保健委員、食生活改善推進員等の地域組織と協働し、「健康長寿のまちづくり推進協議会」を立ち上げ、調査研究、生活習慣病予防の実践、知識の普及、健康診査の受診率向上等を推進します。
- 保健師を中心に、健康診査や生活習慣病予防についての啓発事業を実施します。

主な事業

- 健康増進事業
- 健康長寿のまちづくり推進事業
- 健康ふくしまつり事業

施策3-A-2 保健医療の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定健診、がん検診、歯周疾患病健診の受診率向上のため、受診しやすい環境づくりを進めます。 ● 健診受診者の増加に向けて、FAXやインターネットでの申し込みや、個別健診の検討を行います。また、特定保健指導において、継続的な支援を行い健康意識の向上を目指します。 ● 保健福祉センターは、今後も健康づくりと福祉事業の拠点として、安全に利用できるよう施設管理を行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種事業 ● 歯科保健推進事業 ● 新型インフルエンザ等対策事業 ● 特定健康診査・特定保健指導事業

施策3-A-3 安心な医療体制の確保

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療体制の円滑な運営を継続するとともに、「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけるようにします。 ● お子さんによくある病気やケガの家庭での対応の方法等について、周知、啓発を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療対策推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
特定健康診査受診率	25.6% (平成27年)	35.0%
健康寿命	男 77.92歳(平均寿命79.3歳) 女 81.25歳(平均寿命84.5歳) (平成22年)	男 81歳 女 85歳

関連計画

計画名	計画期間
健康みぶ21計画	平成23年度～平成35年度
壬生町食育推進計画	平成23年度～平成29年度
国民健康保険財政健全化計画	平成26年度～平成28年度

基本方針

- ともに助け合える地域を築けるように、コミュニティの仕組み、環境づくりなどの支援を進めます。
- 高齢者が安心して暮らせるように、高齢者保健福祉計画を推進し、地域コミュニティの強化を図ります。
- 住民が充実した障害者福祉サービスの支援を受けられるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 地域のニーズに細かく対応できるよう、福祉委員の増員や個人々人への対応について、研修や意見交換、知識習得が必要となっています。
- 社会福祉協議会や町民活動支援センター“みぶりん”と連携したボランティア団体の支援育成などが必要となっています。
- 公共施設や道路等のバリアフリーが必要となっています。
- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 高齢者ニーズに対応した介護老人保健施設等の整備や確保が必要となっています。
- 引きこもりがちな高齢者を地域に出していくことや認知症対策として徘徊による行方不明者を出さない取り組みが必要となっています。
- 高齢者を取り巻く生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、元気な高齢者が支援者となるまちづくりが求められています。
- 障害福祉サービスにより、障がい者の多様なニーズに対応できる町内の支援事業所が不足しており、医療的な支援や個々の障がいの特性に対する適切な支援を充実することが求められています。
- 障がい者の就労支援は、障がい者の特性にあった内容の就業を見極め、雇用する側との密な連携が重要となります。

施策の展開

施策3-B-1 地域福祉力の向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民一人ひとりの福祉意識の向上を図り、ボランティア参加を推進します。 ● 住民が安心して福祉サービスを受けられるよう、関係団体の育成や各種施設の利便性の向上を図ります。 ● 子ども、高齢者、障がい者等、すべてのひとが暮らしやすい生活環境づくりを推進します。 ● 福祉事務所と連携し、民生委員児童委員をはじめとした関係団体の協力を得ながら、生活困窮者の自立支援体制を強化します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会育成事業 ● 地域介護予防活動支援事業 ● 生活困窮者自立支援事業

施策3-B-2 高齢者福祉の向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護・医療・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。 ● 高齢者保健福祉計画に基づき、高齢福祉事業と介護保険事業を連携しながら、サービスの提供を図ります。 ● 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、生きがいや役割をもって生活できる地域づくりを目指します。 ● 誰もが利用できる「居場所」づくりを充実します。 ● 高齢者地域見守り事業による見守り活動を推進し、高齢者の安全・安心と徘徊等の防止に努めます。 ● 本町の実情に応じた認知症支援策、医療との連携、多様な生活支援サービスの充実や強化を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者地域見守り支援事業 ● 介護予防・生活支援サービス事業 ● 一般介護予防事業 ● 包括的支援事業 ● 在宅医療・介護連携推進事業 ● 生活支援体制整備事業 ● 認知症総合支援事業

施策3-B-3 障がい者福祉の向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援を必要とする障がい者に的確なサービスを支援します。 ● 障害福祉サービス利用者のニーズを把握し、利用者の負担が軽減されるように、町内事業所の支援内容の強化、受入数の拡充、事業所との連携強化を推進します。 ● 障害者雇用奨励補助金の制度内容を周知し、雇用主の理解・協力を得やすい環境を整え、障がい者の就労環境を向上させるとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の機関と連携し、就労定着を支援します。 ● 障害者就労支援施設から物品等を優先的に購入する壬生町障がい者優先調達方針を中心に、経済面からの自立支援を行います。 ● 障がい者団体や親の会、ボランティア団体等が行う交流事業を支援し、地域交流の活性化に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活支援事業 ● 重度心身障害者医療費助成事業 ● 特定疾患患者介護手当扶助事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
お達者サロン数	22 (平成27年)	50
見守りチーム登録自治会数	49 (平成27年)	81

関連計画

計画名	計画期間
壬生町地域福祉計画	平成26年度～平成30年度
壬生町障がい者基本計画	平成24年度～平成29年度
壬生町障がい福祉計画	平成27年度～平成29年度
壬生町高齢者保健福祉計画	平成27年度～平成29年度

お達者サロン一覧

No.	サロン名	実施場所	人数
1	睦地区お達者サロン	睦地区コミュニティセンター	40人
2	安塚地区お達者サロン	安塚地区コミュニティセンター	55人
3	六美のぞみお達者サロン	のぞみホーム	19人
4	国谷新田お達者サロン	国谷新田公民館	10人
5	下表町お達者サロン	下表町公民館	27人
6	上田お達者サロン	上田公民館	31人
7	あけぼのお達者サロン	あけぼの公民館	80人
8	幸町1丁目お達者サロン	睦地区コミュニティセンター	25人
9	原坪お達者サロン	原坪公民館	22人
10	駅東サロンあやめ	駅東町公民館	17人
11	東下台いきいきサロン	東下台公民館	49人
12	城南お達者サロン	城南公民館	40人
13	落合地区お達者サロン	落合公民館	28人
14	至宝地区お達者サロン	至宝公民館	40人
15	西高野すみれお達者サロン	西高野公民館	50人
16	交流館ふれあいイキイキサロン	ふれあい交流館	26人
17	富士見荘ふれあいイキイキサロン	富士見荘	23人
18	上稲葉イキイキサロン	稲葉地区公民館	34人
19	万町お達者サロン	万町公民館	42人
20	至宝夢サロン	十二支館（至宝南地区）	37人
21	緑1.2 お達者サロン	おもちゃのまち幼児公園 おもちゃのまち第一児童公園	31人
22	北小林お達者サロン	北小林公民館	25人



基本方針

- すべての子どもたちが健やかに成長でき、すべての家庭が子どもを安心して生み育てることができる環境を目指します。
- 結婚に対するイメージの向上や男女の出会い創出を支援し、出生率の向上や少子化対策を推進します。

現状と課題

- 本町への定住促進や少子化対策として、子育て家庭への医療費助成の拡大等による経済面での支援が必要となっています。
- 社会環境の変化により、母子、父子家庭などのひとり親家庭が増えており、子育てや就労についての問題や負担を抱えているため、相談体制の整備や経済的支援が求められています。
- 保護者の不安解消を図るため、子育てに関する相談体制の充実と、適切な子育て情報の提供が求められています。
- 育児の孤立化を防ぐため、地域ぐるみでの子育て支援体制が求められており、児童館やファミリーサポート・センターを中心とした、支援体制が必要となっています。
- 児童虐待の発生予防には、相談体制の充実と地域での見守り体制の強化が必要となっています。
- 3歳未満の保育需要が増加している状況となっています。将来人口推計では、減少が予想されることから、町立保育園の統廃合・民営化や私立幼稚園の認定こども園への移行など、効率的に子育てニーズに対応した乳幼児期の教育・保育環境の整備が必要となっています。
- 乳児期の家庭訪問のニーズが増えていることから、母子保健推進員や在宅訪問スタッフとの連携を図り、産後の早い時期から支援することが必要となっています。
- 障がいのある子どもや不登校児童等、さまざまな問題を抱えた子どもと家族に対し、関係機関との連携を円滑に進め、早期に支援体制を整えることが必要となっています。
- 出生率の改善や少子化対策のため、結婚に対してよいイメージが持てるようなPRや若い男女が出会う機会の拡充が必要となっています。

施策の展開

施策3-C-1 子育て支援の充実

<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種医療費の助成を充実し、子育て家庭の経済的負担軽減を図り、ゆとりある子育て環境づくりを進めます。 ● 関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭が経済的支援が受けられるよう整備します。 ● 定期予防接種のほか、任意予防接種についても、接種費用の一部助成を行うことで、保護者に対する経済的支援を行い、より多くの感染症予防に努めます。 ● 妊娠中からのサポートを強化し、出生・子育てに関する一貫した母子保健体制の充実を図ります。
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種事業 ● こども等医療費助成事業 ● 子育て応援クーポン支給事業 ● 第3子保育料免除（減免）事業 ● 母子健康支援事業

施策3-C-2 子育て環境の充実

<p>方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援事業計画に基づき、乳幼児期の教育・保育環境を整備するとともに、量と質の両面で親子ともに満足できる教育・保育の体制を整えます。 ● 家庭、教育・保育施設、学校、地域社会が相互に連携し、豊かな人間性や思いやりの心をもった子どもを育み、心身ともに健やかに成長できる地域社会の形成を推進します。 ● 子どもたちの豊かな感性を育てるため、児童館等で、親子が楽しめるさまざまな事業を実施します。 ● 子育て家庭が、気軽に相談でき、子育て支援センター「ひよこ」を中心に、交流できる環境を充実し、それぞれの家庭に合った子育て情報を提供します。
<p>主な事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期の教育・保育サービス事業 ● 安全・安心な子育て環境推進事業 ● 子育て相談・指導・情報提供事業 ● 放課後児童クラブ室環境整備事業 ● 子育て支援センター「ひよこ」運営事業 ● 児童館運営事業 ● ファミリー・サポート・センター運営事業 ● 利用者支援事業 ● 子育て応援サイト運営事業

3-C

子育てしやすいまちづくり

施策3-C-3 支援が必要な家庭へのサポートの充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを望む夫婦に対し、治療費の一部助成を実施します。 ● 子どもが健やかに育ち、親が安心して子育てするための環境づくりを目指すため、専門相談員を配置し、相談機能の強化を図ります。 ● 児童虐待の発生予防と早期発見に向けて、地域及び関係機関との連携を強化します。 ● 障がい等さまざまな問題を抱えた子と保護者に対し、地域及び関係機関と連携し、適切な支援が提供できるような体制を整備します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談員配置事業 ● 不妊・不育等サポート事業 ● 児童虐待対策事業

施策3-C-4 少子化対策の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の結婚に関する希望の実現に向けて、男女の出会いの創出や婚活支援を実施します。 ● 結婚や家庭の素晴らしさ、子どもと過ごす時間の大切さなどをPRし、結婚に対するイメージの向上を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 婚活支援事業 ● 結婚観向上啓発事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
乳児家庭全戸訪問	74.2% (平成26年)	90.0%
放課後児童クラブ箇所数	7か所(平成2年)	10か所
婚活支援事業数	1事業 (平成26年)	5事業

関連計画

計画名	計画期間
壬生町子ども子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度

Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 4

みんなが快適で 便利に暮らせるまち

- 4-A 地域特性を活かしたまちづくり
- 4-B 円滑で利便性の高い交通ネットワークのまちづくり
- 4-C 「おいしい壬生の水」を安定供給するまちづくり
- 4-D 生活排水と雨水の適正処理で快適なまちづくり
- 4-E 快適で多様な住環境のまちづくり

壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

4—A

地域特性を活かしたまちづくり

基本方針

- 地域特性を活かした土地利用を推進し、バランスのとれた魅力ある都市形成を図ります。
- 豊かな自然と調和した土地利用を確保します。
- 都市環境の創造と市街地の形成を目指し、市街地整備の推進や民間活力の導入を進めます。
- 潤いと安らぎのある風景は貴重な自然景観として計画的に保全・活用を図ります。
- 歴史・文化などの地域資源を活かした美しく風格のあるまちづくりを進めます。

現状と課題

- 市街化区域内の遊休地や土地利用調整地区を中心に、町のさらなる活力向上に効果的な土地利用を推進していく必要があります。
- 駅前通りや駅前広場を計画的に整備推進する必要があります。
- 郊外での小規模な宅地分譲や、都市基盤整備の遅れなどにより、低下した都市の魅力や活力を向上する効果的な取り組みが求められています。
- 豊かな自然や美しい河川、田園、歴史のある建造物など、個性豊かな景観資源を将来へ残していくための取り組みが必要となっています。



みどりが潤う壬生町

施策の展開

施策4-A-1 地域特性を活かした市街地の整備

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地の再生・再構築を推進し、快適に暮らせるコンパクトシティ^{※1}を目指します。 ● 市街化調整区域でありながら、既成市街地に隣接・近接又は幹線道路沿いであり、町の活性化に寄与する潜在的な可能性を有する地区の民間活力等による新たな土地利用を図ります。 ● 国谷駅周辺の利便性を高めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 六美町北部地区土地区画整理事業 ● 国谷駅前広場整備事業

施策4-A-2 地域特性に応じた土地利用の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画マスタープランの改訂を行い、区域区分や用途地域の変更を実施します。 ● 大規模土地利用に関する協議や新規分野の開発に伴って発生する課題等について、町の理念をもとに適正な指導・調整を行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区計画^{※2}の推進

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
土地区画整理事業の実施状況	4地区 52.4ha (平成26年)	5地区 60.3ha 新規1箇所

関連計画

計画名	計画期間
壬生町都市計画マスタープラン	平成19年度～平成37年度

※1 コンパクトシティ…生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策。
 ※2 地区計画…良好な都市環境の整備と保全を図るために地区独自のまちづくりのルールを定める地区単位の都市計画。

基本方針

- 総合的な交通体系の確立を図るため、計画的に幹線道路及び補助幹線道路の整備を推進します。
- 都市計画道路の整備計画を作成し、計画に基づいた整備を進めます。
- デマンドタクシー“みぶまる”により、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保しながら、さらなる利便性の向上を図ります。

現状と課題

- 道路施設の老朽化や住民ニーズに応えるため、計画的に道路整備を推進する必要があります。
- 効率的に道路整備を進めるため、維持と整備のバランスを取りながら進める必要があります。
- 未着手の都市計画道路は、時代に合った見直しを含め、計画的に整備促進する必要があります。
- デマンドタクシー“みぶまる”は、交通弱者の交通手段として住民に定着していますが、利用者ニーズに応じた利便性の向上や広域交通の検討が必要となっています。



伸びゆく壬生町

施策の展開

施策4-B-1 安全・安心な利便性の高い道路施設の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化が進む道路施設に対応しながら、安全・安心な総合交通システムを確立するため道路整備を推進します。 ● 計画的な道路整備を促進するとともに、地域の実情や社会環境の変化に応じて道路計画の見直しを進めます。 ● ひとにやさしい交通環境となるよう段差解消などのバリアフリー化を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹線町道整備事業 ● 町道保全事業

施策4-B-2 公共交通ネットワークの向上

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● デマンドタクシー“みぶまる”の利便性の向上を図ります。 ● 近隣市町との広域連携の検討を進めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● デマンドタクシー“みぶまる”運営事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
幹線町道の整備延長	21.3km (平成26年)	23.5km
デマンドタクシー“みぶまる”の年間利用者数	9,021人(一日平均37人) (平成26年度)	9,760人 (一日平均40人)

関連計画

計画名	計画期間
壬生町都市計画マスタープラン	平成19年度～平成37年度

4—C

「おいしい壬生の水」を安定供給するまちづくり

基本方針

- 安全で安心な「おいしい壬生の水」の安定した供給を図ります。
- 安定した水道経営を行うため、水道普及率の向上やコスト縮減に努めます。

現状と課題

- 安定した水の供給には、水道施設の強化と老朽化施設の計画的な更新が必要となっています。
- 未給水区域の整備にあたっては、費用対効果を十分に検討し、限りある収益の中で対応する必要があります。
- 全町給水に向けて、一層のコスト縮減に努め、整備を進める必要があります。
- 水道料金の徴収率は、今後も高く維持できるように努めることが必要となっています。



中央配水場の外観



中央配水場の制御室

施策の展開

施策4-C-1 安全で安心な水の安定供給

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した施設や配水管を計画的に更新します。 ● 老朽化にともなう南部配水場施設の更新を検討します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽管更新事業

施策4-C-2 水道の普及促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 給水区域内未加入者の加入促進に努めます。 ● 計画的な新設配水管や配水施設の整備による未整備地区を解消し、普及率の向上を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 未給水区域拡張事業 ● おいしい「壬生の水」PR事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
水道普及率	90.5% (平成26年)	93.0%
重要給水施設配水管更新延長 (全体延長10,890m)	4,240 m (平成26年)	5,700 m

関連計画

計画名	計画期間
壬生町水道ビジョン	平成23年度～平成33年度

基本方針

- 汚水処理施設の整備について、効率的にスピード感をもって整備します。
- 雨水処理対策は、幹線等の整備に加え貯留・浸透施設を積極的に導入します。

現状と課題

- 地方財政が厳しい中、より一層の効率的な汚水処理施設の整備手法とスピード感を持った整備が必要となっています。
- 事故の未然防止やライフサイクルコストの最小化を図るため、汚水処理施設及びポンプ場を含む管路施設は、今後の改築更新に向け、管理データの整理が必要となっています。
- クリーンセンターは、老朽化した処理施設を円滑に維持するための管理が必要となっています。
- 下水道資源の有効活用は、対応可能な限り実施していくことが必要となっています。
- ゲリラ豪雨等により、雨水管や水路、河川の負担が増してきており、冠水の恐れが高まっていることから、流末負担を軽減させる対策が必要となっています。



水処理センター

施策の展開

施策4-D-1 汚水処理の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理構想に基づき、効率的でスピード感を持った汚水処理施設を整備します。 ● 整備効果を上げるため、より一層の水洗化率の向上に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道整備事業 ● 農業集落排水事業 ● 浄化槽設置補助事業

施策4-D-2 汚水処理施設の適切な維持管理

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚水処理施設は、快適な生活環境の保持や水質保全効果からも重要なものであるため、定期的な調査診断に努めます。 ● クリーンセンターの適正な維持管理を進めるとともに、今後の管理運営について検討します。 ● 下水の発生汚泥について、有効利用を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚水処理施設の改築更新事業 ● 主要な管渠維持管理事業

施策4-D-3 雨水処理対策の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急性の高い箇所から、整備水準(降雨強度等)を設定した整備計画を実施します。 ● 雨水管や水路、河川の負担の軽減を図るため、地下浸透施設や調整池の整備推進に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 雨水幹線等整備推進事業 ● 浸水対策軽減事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
汚水処理人口普及率	89.0% (平成26年)	91.7%
雨水管整備延長	20,343 m (平成26年)	21,130 m

関連計画

計画名	計画期間
生活排水処理構想	平成28年～平成47年

基本方針

- 町営住宅の長寿命化を推進します。
- 町民の多様な居住ニーズを的確にとらえながら、安全で安心して居住できる住環境の支援に努めます。

現状と課題

- 町営住宅の効率的かつ円滑な供給をするため、町営住宅の長寿命化とライフサイクルコスト縮減が必要となっています。
- 町営住宅は、ほぼ募集戸数を満たしており、需要と供給のバランスが取れている状況となっています。
- 生活スタイルの変化に伴う居住空間の改装等、入居者ニーズに合う住宅を供給することが必要となっています。
- 高齢者ニーズに応じた段差解消などのバリアフリー工事を行い、高齢者が住みやすい町営住宅が必要となっています。
- 少子高齢化の進展、生活スタイルの多様化などの社会情勢の変化に対応した住宅供給に関する長期的な展望が求められています。
- 空き家の適性な管理と利活用が求められています。



獨協医科大学前いちょう並木

施策の展開

施策4-E-1 町営住宅の供給

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅の適正な維持管理に努めます。 ● 町営住宅は長寿命化計画に基づく耐用年数の延伸を図り、住宅の質の向上を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 町営住宅管理運営事業

施策4-E-2 健全な住宅環境の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間活力等を支援しながら優良宅地の確保を推進します。 ● 適正な空き家の利活用を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家利活用推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
長寿命化計画に基づく整備箇所	20箇所 (平成26年)	56箇所
住宅改修助成事業件数	109件 (平成26年)	123件

関連計画

計画名	計画期間
壬生町住宅マスタープラン	平成28年度～平成37年度
公営住宅等長寿命化計画	平成28年度～平成37年度



男体山を望む

Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 5

みんなが自然に囲まれ 心豊かに暮らせるまち

- 5-A 自然環境を大切にうるおいのあるまちづくり
- 5-B 資源を大切にすするまちづくり
- 5-C 快適で衛生的に暮らせるまちづくり



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

基本方針

- 恵まれた自然環境を保全するため、平地林や河川環境の活用・保全・再生に努めます。
- きれいな公園で利用者が憩える場の提供に努めます。
- 地域住民の協力による使いやすい公園管理に努めます。
- 道路沿線の緑化を推進し、うるおいにあふれた快適なまちづくりを目指します。

現状と課題

- 平地林は、地元の憩いの場、また学習の場などさまざまな形で町民に利用されおり、平地林保全に努める必要があります。
- 河川的环境美化を、町、県、道路河川愛護会を中心に、継続することが重要となっています。
- 地球温暖化や気候変動など、地球規模での環境問題が深刻になっており、対応が必要となっています。
- 「壬生総合公園」、「東雲公園」、「城址公園」の大規模公園の適切な管理・運営を行うとともに、住民に身近な小中規模公園の計画的な改修等を行い、利用者の安全性・利便性の向上を推進する必要があります。
- 公園・緑地等のより効率的・効果的な利活用を図るため、住民、地域、行政がそれぞれの役割を担いながら、住民の参加・協力による身近な公園の効果的な管理等、住民主体の運用が必要となっています。
- 花や緑に関する住民意識の高揚と、地域の緑化を推進するリーダーの育成が必要となっています。



とうぶの森で保全活動



花のまちづくり

施策の展開

施策5-A-1 豊かな自然環境の保全と活用

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 整備した森林を中心に、地権者や地元住民の協力を得ながら保全に努めるとともに、自然環境を学ぶ場である学習林として活用を推進します。 ● 県等関係機関と連携を図りながら「とうぶの森とちぎ中央」森林保全活動を推進します。 ● 栃木県が行う河川整備においては、自然環境の保護に配慮した取り組みとなるよう協議、調整を行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 明るく安全な里山林整備事業 ● 「とうぶの森」森林保全活動事業

施策5-A-2 地域にやさしいまちづくりの推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活や社会経済活動等から発生する環境負荷を低減させ、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を推進します。 ● 省エネルギーの啓発に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用太陽光発電システム設置補助事業 ● 省エネルギー啓発推進事業

施策5-A-3 公園・緑地空間の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 潤いと安らぎにあふれるまちづくりを進めるため、身近な公園の整備管理により利用者の利便性の向上を図ります。 ● 公園管理を地元自治会や公園愛護会等に任せることにより、住民主体の公園の維持管理を進めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 花のまちづくり推進事業 ● 公園維持管理事業 ● 住民による小中規模公園維持管理事業

施策5-A-4 緑化の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域環境の美化活動を推進させるため、緑化活動のPRを進めるなど、活動を充実します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市と農村の交流促進事業 ● メルヘンロードフラワー事業

指標

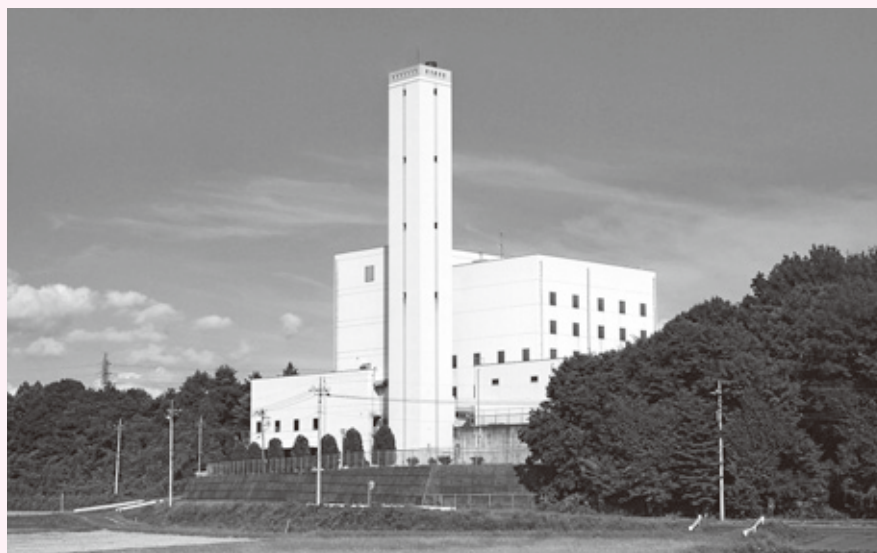
指標名	現状値	目標値(平成32年)
環境美化運動の参加人数	8,127人(平成27年)	9,000人
地元住民管理の公園数	15箇所(平成27年)	20箇所

基本方針

- 資源循環型社会の構築に向け、町民意識の高揚を図り、ごみの減量化・資源化を進めます。
- 清掃センターは、適正な維持管理に努め、施設の長寿命化や広域処理等のごみ処理に関する長期ビジョンを検討します。

現状と課題

- 生ごみを減量するため、生ごみ処理機の使用や使用啓発と処理物の活用方法等のPRの強化が必要となっています。
- 再資源化率の向上のため、資源ごみ報償金制度の活用を促しながら、資源化に取り組む必要があります。
- 清掃センターは稼働から15年以上が経過し、老朽化により維持管理の費用が増加しており、運営コストの軽減を図り、施設の長寿命化を進める必要があります。



清掃センター

施策の展開

施策5-B-1 ごみ減量化の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭から排出されるごみの減量化・資源化を推進するため、広報紙等を通じてごみ処理に係る経費等の掲載、家庭用ごみ処理器設置補助や資源ごみ回収報償金制度をPRし、ごみの適正排出と再資源化運動を啓発します。 ● ごみ減量化に向けた学習の機会を充実します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭用ごみ処理機設置補助事業

施策5-B-2 ごみの再利用・資源化の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源循環型社会の構築に向け、町民意識の高揚を図り、家庭用ごみの減量化・資源化を進めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源ごみ回収関係報償事業

施策5-B-3 廃棄物の適正処理の強化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内から発生する廃棄物を効果的、衛生的に処理するため、引き続き民間業者を活用します。 ● 清掃センターについては、適正に維持管理しながら施設の延命化を図ります。 ● 小型家電回収を推進し、ごみの減量化を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物・土砂等埋立監視員設置事業 ● 小型家電回収事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
資源化率	18.89% (平成26年)	20%

関連計画

計画名	計画期間
一般廃棄物処理計画	平成20年度～平成33年度

基本方針

- 水質、大気、土壌等の汚染を未然に防止するため、監視活動を強化します。
- 快適で衛生的な生活環境を確保するため、空き地の適正管理やペットマナーの向上に向け、PR、指導を強化します。
- 住民の墓地需要に対し安定した供給を行えるよう、計画的な墓地整備を行います。

現状と課題

- 水質保全については、河川水、地下水、工場排水の継続した監視活動が必要となっています。
- 生活型公害の問い合わせが増加しており、問い合わせに応じたきめ細やかな指導、調整が必要となっています。
- 空き地や管理されていない雑草繁茂等に関して、所有者が指導、勧告に従わないケースが増加しています。
- 犬のふん害に対する相談が多くあり、清潔な環境を確保するため、飼い主へのマナーに関する意識づけが必要となっています。
- 聖地公園は、清潔かつ良好な環境を維持する必要があります。
- 聖地公園の墓地は、住民の墓地需要に応じて、整備する必要があります。



いきもの調査

施策の展開

施策5-C-1 快適な生活環境の確保

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質の保全是、監視活動を行い、関係機関との情報交換、連携を強化します。 ● 騒音等の生活型公害に対し、発生源への適切な指導を行い、公害発生防止に努めます。 ● 環境美化運動や不法投棄防止活動を実施します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全対策事業 ● 不法投棄防止活動事業

施策5-C-2 生活における衛生の確保

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 良好な生活環境の維持を目指し、樹木管理や雑草繁茂等に対し適切に指導するとともに、ペットの飼主に、マナー向上と適正飼育の推進を図ります。 ● ごみのポイ捨て防止対策を推進します。 ● 空き家状況を把握し、適正管理に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 犬及び猫不妊手術費補助事業 ● 空き地保全対策事業 ● 特定空き家対策事業

施策5-C-3 衛生的な墓地の確保

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 聖地公園は、墓地需要を見極め、順次整備計画を策定します。 ● 住民の墓地需要に応じ、計画的に整備します。 ● 聖地公園の適正な維持管理を行います。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 墓園維持管理事業

指標

指標名	現状値(平成26年)	目標値(平成32年)
狂犬病予防接種率	63.55%	68.60%



元気に運動会



美味しい給食



楽しく「かんぴょうダンス」

Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 6

みんなで学び・楽しみ 心が触れ合うまち

- 6-A 学び合い、文化が薫るまちづくり
- 6-B 誇れる歴史と伝統を受け継ぐまちづくり
- 6-C 未来を担う子どもたちが健やかに育つまちづくり
- 6-D 明るく元気な生涯スポーツのまちづくり
- 6-E 家庭と地域の絆を育むまちづくり
- 6-F 国際性を高め交流活動が盛んなまちづくり



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

基本方針

- 豊かな生涯学習社会の実現を目指し、学習機会の提供、内容の充実や学習成果の活用を推進します。
- 多様な文化芸術に触れる機会を創出し、文化芸術の振興を推進します。

現状と課題

- 社会経済情勢の変化による新たな地域課題を解決するためには、多様な学習が必要となっています。
- 各公民館や生涯学習館、図書館などの社会教育施設が文化・芸術活動などによるまちづくりの拠点として幅広い年齢層の町民に利用されています。
- インターネットをはじめさまざまなメディアの普及により、新聞や雑誌、本などの「活字離れ」が指摘されています。子どもの読書活動は、生きる力を育み心の糧となるものです。乳幼児期から、読書の楽しさを伝え、質のよい本に触れる環境づくりが必要となっています。
- 多様な文化芸術に触れる機会と実演する楽しさを融合し、豊かな感性と文化芸術が薫るまちづくりが求められています。
- 魅力ある文化祭の検討が必要となっています。



楽しく学ぶ生涯学習

施策の展開

施策6-A-1 学習環境の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における朝の10分間読書や読み聞かせ、また、図書館の利便性の向上を図り、幅広い年齢層に読書活動を推進します。 ● 地域住民の多様化・高度化した学習ニーズに応えるため、魅力ある多様な学習講座を提供します。 ● 学習環境を向上させるため、社会教育施設の計画的な改修、修繕を行います。 ● 各種団体（NPOやボランティア団体を含む）と連携した学習活動が行われるような体制の整備に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 図書館指定管理運営事業 ● 子ども読書活動推進事業 ● まちかど文庫管理運営事業 ● 各種講座等開催事業 ● 社会教育施設改修等事業

施策6-A-2 文化芸術の振興

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの町民が文化祭に参加し交流を図れるよう関係団体等と連携し、文化芸術に触れる機会の創出と実演する楽しさに触れる機会を設け、文化の振興を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 音楽によるまちづくり推進事業 ● 文化祭等の芸術文化推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
社会教育施設延べ利用者数 (3公民館、生涯学習館)	105,474人(平成26年)	124,000人
図書館利用貸出人数	24,880人(平成26年)	30,000人

関連計画

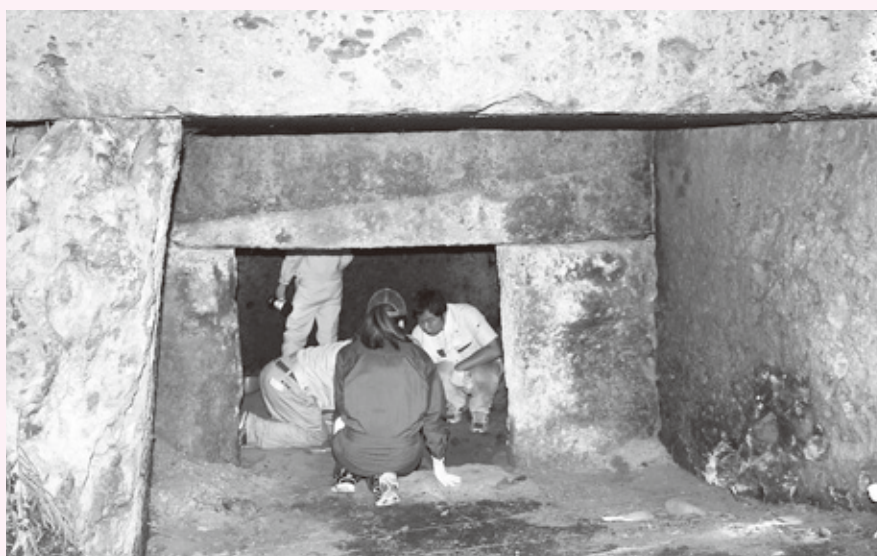
計画名	計画期間
壬生町子どもの読書活動推進計画	平成26年度～平成30年度

基本方針

- 文化財について、調査研究を行い、文化財の指定措置等を講ずることにより文化財の保護・整備に努めます。
- 史跡の保護について、保存活用計画書を策定し、適正な保存管理に努めます。
- 新たに郷土から輩出した人物や壬生の文化遺産の発見と振興に努めます。

現状と課題

- 個人が管理する建物や資料等について、本町の地域資源として、管理等を行う必要があります。
- 史跡の保護について、計画的に国史跡の確認調査を進めることが必要となっています。
- 昔からの祭りや伝統芸能について、「無形民俗文化財」に指定し、保護を図るとともに、祭りの記録保存が必要となっています。
- お囃子団体の保存について、流派を超えた後継者の育成が必要となっています。
- 歴史民俗資料館は「訪れるたびに新しい発見のある博物館」を目指し、歴史の発見・発信を継続することが必要となっています。
- 発見・発信された歴史を住民一人ひとりが学び、誇り、語ることで、本町の伝統を受け継ぐことが求められます。



古墳調査

施策の展開

施策6-B-1 文化遺産の保護・活用

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 国指定史跡古墳の確認調査を継続的に行い、「保存活用計画書」を策定し、文化財の保護を進めます。 ● 民間開発に迅速に対応しながら、文化遺産の調査保護に努めます。 ● 5基の国指定史跡古墳の活用やみぶ古墳解説ボランティアの育成を推進します。 ● 町指定文化財の保護・活用を積極的に進めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 壬生古墳発掘調査及び保存活用計画書策定事業 ● 発掘調査参加大学との連携事業 ● みぶ古墳群解説ボランティア育成事業 ● 文化財保存・活用事業

施策6-B-2 地域伝統・歴史の再興・継承

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● お囃子保存会 15 団体の連絡協議会を設置し、連携を図りながら、保存会の伝承・後継者育成に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保存会伝承に伴う補助事業 ● 無形民俗文化財公開事業 ● 無形民俗文化財連絡協議会設置事業

施策6-B-3 地域の歴史の再発見・発信

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 「郷土の偉人顕彰作業」から“医療の街・みぶ”及び“学問の府・みぶ”が発見・発信され、本テーマにより企画展・講座等を開催し、特徴的で魅力あるまちづくりを推進します。 ● 「壬生論語古義抄」を活用して、論語の素読の普及や指導者を育成します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 企画展開催事業 ● 郷土の偉人顕彰事業 ● 壬生論語古義塾育成事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
無形民俗文化財保存会会員数	160人(平成24年)	200人
資料館企画展入館者数	2,651人(平成27年)	3,000人

基本方針

- 子どもたちが元気に過ごせる特色ある学校づくりを進めます。
- 教育環境及び教育内容の充実や、学校、家庭、地域の連携強化を図ります。
- 学校施設の適正な整備や維持管理を図ります。
- 夢と志のある人づくりを推進します。

現状と課題

- 大きく変化する社会に柔軟かつ適切に対応する能力、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育成することが求められています。
- 「学ぶ力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を中核とする教育が必要であり、それを実現するための学校施設の整備などを含めた教育環境の充実が必要となっています。
- 就学前機関と学校、家庭、地域などのさまざまな教育力が連携できる教育体制の充実が求められています。
- 児童・生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨するために、学校規模の適正化が求められています。



サマーキャンプ

施策の展開

施策6-C-1 教育内容の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが身につける習慣「みぶっ子7か条」を中心に、多様な教育活動、人員の配置、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備を図ります。 ● 一人ひとりの子どもの力を大切に伸ばしていくため、小中学校、家庭や地域などのそれぞれの教育力の連携を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力向上支援事業 ● 英語力育成事業 ● 教師力向上支援事業 ● 情報教育推進事業 ● 社会体験活動推進事業 ● 子どもの体力向上支援事業 ● 夢と志のある人づくり推進事業

施策6-C-2 教育環境の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食施設整備について、安全安心な給食の提供、効率的な運営を図るためにセンター方式等を含めた運営を検討します。 ● 小中学校で一定の集団規模を確保するため、学校規模の適正化について検討します。 ● 児童・生徒の安全確保のため、老朽化した施設を計画的に改修していきます。 ● 児童へのきめ細かな対応を実現するため、小学校全学年の35人学級を検討します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設改修事業 ● 学校教育 ICT 化推進事業 ● 学校給食及び食育充実事業 ● 学校給食委託事業 ● 学校規模適正化検討事業

関連計画

計画名	計画期間
壬生町教育大綱	平成 28 年度～平成 32 年度

基本方針

- 住民のスポーツ活動の拠点となる施設の整備や充実を図ります。
- 地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブ※を育成・支援します。

現状と課題

- 住民のニーズに合ったスポーツ活動の拠点となる新体育館等の施設、設備が求められています。
- 住民の健康や体力づくりに対する関心が高まり、スポーツ活動への参加者が増加しており、老朽化した施設の維持やニーズに応じた施設整備が求められています。
- 総合型地域スポーツクラブ「ゆうがおスポーツクラブ」主催の教室やイベントには、子どもから高齢者まで多くの方が参加しています。
- 運動不足の解消に向けて、スポーツに親しむ意識の啓発や参加機会の拡大によりスポーツ習慣を形成していくことが必要となっています。



ゆうがおマラソン

※総合型地域スポーツクラブ…「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」を楽しめる地域のコミュニティのこと。

施策の展開

施策6-D-1 生涯スポーツの充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進機能や防災機能を備えた住民スポーツの拠点として、誰もが安全で快適にスポーツに親しむことができるよう既存施設の適正な管理・運営を図りながら新体育館等の整備を検討します。 ● 住民が健康教室やスポーツ教室等に積極的に参加できるよう、総合型地域スポーツクラブ等と連携して開催し、生涯スポーツの推進を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合型地域スポーツクラブ支援事業 ● 運動場管理事業 ● ふれあいプール管理事業

施策6-D-2 多様なスポーツの振興

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民がスポーツに取り組むきっかけとなるよう、スポーツ推進委員や体育協会等の協力のもと、ゆうがおマラソン大会等を開催します。 ● 東京オリンピックや栃木国体開催を見据え、体育協会等と連携を図り、競技スポーツにおける人材の発掘や選手の強化・育成等を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ゆうがおマラソン開催事業 ● 壬生町駅伝チーム育成支援事業 ● スポーツ振興助成事業(全国大会等出場支援、町体育協会支援)

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
運動場施設利用者数 (総合・北部・南部運動場)	137,160人 (平成26年)	145,000人
ゆうがおスポーツクラブ教室 (種目)数	16教室 (平成26年)	18教室

基本方針

- 家庭教育を支援するあらゆる機会をとらえた「子育て・親育ち講座」の開催やスマートフォン等の携帯情報端末を介した有害情報から子どもたちを守る取り組みを行います。
- 学校・家庭・地域が一体となって心温かな子どもを育むことを目指し、子どもを中心に幅広い年代層が触れ合える交流活動や体験活動、学習活動を推進します。

現状と課題

- 子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みをもつ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者に対して、きめ細やかであたたかな支援を行うことが必要となっています。
- 地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが求められます。
- 有害図書自販機やインターネットトラブル、インターネットによるいじめ等、氾濫する有害情報から青少年を守るため、環境浄化活動や携帯電話・スマートフォン等の携帯情報端末の講習会を通じ、学校や家庭でのネット教育や子どもたち自身が自衛の知識を得ることが必要となっています。
- 地域の教育力の向上や子どもたちの豊かな学びに寄与するため、住民一人ひとりが学習した成果を地域社会に還元する力が求められます。
- 地域のつながりの希薄化や地域の教育力の低下に対応するため、地域住民が一体となった交流活動や体験活動により、住民同士の絆や連帯感を強め、地域全体の教育力向上を図ることが必要となっています。
- 家庭において、読書に親しむことが重要であり、乳幼児期に読書習慣を身につけることの大切さについて、普及・啓発することが必要となっています。



中学生及び青少年の地域活動

施策の展開

施策6-E-1 家庭教育の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭教育の推進のため、行政、学校、家庭教育支援団体、地域企業等と連携します。 ● 家庭教育オピニオンリーダー等が中心となって、各家庭のニーズに応じ対応することやきめ細かな情報提供、相談体制、学習機会の提供等を身近な地域で行う仕組みをつくります。 ● 本を通して家族のコミュニケーションを深め、家族の絆を強める「家読（うちどく）」を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭教育推進事業 ● 子育て・親育ち講座開催事業 ● 「家庭の日」（毎月第三日曜日）の啓発事業

施策6-E-2 青少年教育の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年を健全に育成するため、住民がさまざまな場面で子どもに関わりを持つ多様な活動を支援します。 ● 有害図書自販機の設置箇所ゼロを目指すとともに、携帯情報端末を利用する規範意識と有害情報から自衛する知識を身につけるため携帯電話講習会等を開催します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年活動推進事業 ● 青少年健全育成事業

施策6-E-3 地域と連携した教育の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が子ども支援ボランティアとして学校の教育活動や地域行事等の中で自らの教育力を発揮する活動を支援します。 ● 中学生や青少年が地域活動を通して、地域住民と多様につながりあう機会を創出します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校地域支援ボランティア推進事業 ● 中学生及び青少年地域参画推進事業 ● 郷土愛醸成推進事業

指標

指標名	現状値	目標値（平成32年）
子育て・親育ち講座の保護者の参加率	72.2%（平成26年）	75.0%
学校地域支援ボランティア登録人数	514人（平成26年）	600人

基本方針

- 国文化への理解を深める活動を推進し、本町に居住する外国人のニーズに応じて情報提供します。
- これからのグローバル社会を生きる子どもたちのため、国際理解教育を充実します。

現状と課題

- 行政情報サービスの外国人への提供について、多様に対応できる環境が求められています。
- 国際理解や国際交流の推進に向けて、小学校では総合的な学習の時間や外国語活動※の時間にALT（外国語指導助手）を活用した事業、中学校では英語科においてALTを活用して異文化に触れながら語学力の向上に努めており、ALTを活用した授業回数を増やす取り組みが必要となっています。
- 国際交流協会では、会員の高齢化に伴い、活動を担う後継者の育成が必要となっています。
- 多くの生徒が外国の文化に触れることができるようにすることが必要となっています。

**外国語活動**

※外国語活動…小学校学習指導要領の改訂により平成23年度から小学校5、6年生において「外国語活動」を週1時間実施し、音声を中心に外国語に慣れ親しませる活動を通して言語や文化の理解を深め、コミュニケーション能力の素地を養う。

施策の展開

施策6-F-1 国際理解の促進

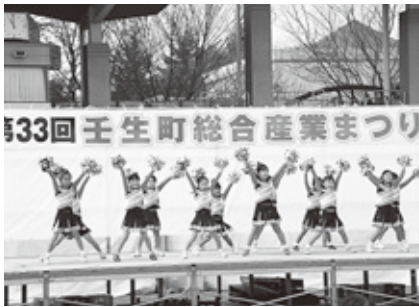
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国文化への理解を深める活動を推進し、本町に居住する外国人ニーズに応じて情報を提供します。 ● 低年齢層からネイティブな英語に触れる機会を増やし、国際理解教育を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国語指導助手配置事業

施策6-F-2 国際交流活動の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流協会の活動を支援し、組織の活性化と、事業の充実を図ります。 ● 中学生を海外へ派遣する等の国際交流を通して、広い視野と国際感覚を備えた人材の育成を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生国際交流推進事業 ● 壬生町国際交流協会活動支援事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
国際交流に関するイベント・事業等への参加者数	85人 (平成26年度)	115人



壬生町総合産業まつり



みぶブランド



シルバニアファミリー
モニュメント

Ⅲ-2 分野別計画

基本姿勢 7

みんなが集まる にぎわいのあるまち

- 7-A 特色ある商業のまちづくり
- 7-B 活力ある工業のまちづくり
- 7-C 競争力ある農業のまちづくり
- 7-D みんなが集まり賑わう交流のまちづくり
- 7-E みんなが働きやすいまちづくり



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画

7-A 特色ある商業のまちづくり

基本方針

- 事業者の持続的発展を図るとともに、地域住民にとって利便性の高い商業環境を目指します。
- 後継者の育成を推進し、地域と連携をして商店街の活性化を図ります。
- 商工会を支援し、新たな商業活動の展開を図るとともに、地域資源の掘り起こし、ブランド力の向上を図ります。

現状と課題

- 後継者不足、経営者の高齢化などにより、空き店舗が増加し、商店街の空洞化が進み、地域コミュニティにまで影響していることから、商店街の活性化が必要となっています。
- 賑わいの創出と利便性の高い商業環境の構築には、後継者の育成と、地域や商工会との連携が必要となっています。
- 中小企業融資制度の活用は推進されていますが、経営基盤の強化につながっていない状況であるため、商工会との連携により、経営者指導・講習会・経営診断をさらに推進する必要があります。
- 住民などの起業活動を支援するため、創業資金と空き店舗の有効活用が求められています。



蘭学通り

施策の展開

施策7-A-1 地域商業の活性化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民にとって利便性の高い商業環境を目指します。 ● 後継者の育成を進めるとともに、特色ある地域産品、ブランド等の発掘及び推進に努めます。 ● 商工会と連携し、地域商業の育成や経営の持続化などの施策を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● ブランド推進事業 ● 商工会への支援事業

施策7-A-2 商店街の活性化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域商店街と連携し、地域コミュニティの再生を図り、商店街の活性化を図ります。 ● 融資制度や経営者指導・講習会・経営診断を推進します。 ● 空き店舗等の利活用を進めます。 ● 創業支援事業計画に基づき、商工会団体等と連携し、創業支援を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工業振興補助事業 ● 空き店舗利活用事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
壬生ブランド認定品目数	18件 (平成27年)	30件
商業創業資金利用件数(累計)	1件 (平成27年)	5件

7-B 活力ある工業のまちづくり

基本方針

- 本町の企業進出ニーズに応じた新たな産業団地を検討します。
- 本町で活躍する企業に対する経営支援と産業基盤の充実を図ります。

現状と課題

- 産業拠点の整備と優良企業の誘致については、みぶ羽生田産業団地への大手工作機メーカーの進出が決まり、今後の町内経済の活性化が期待されています。
- 町内に分譲中の産業用地が無くなり、新たな企業進出に応える産業用地の確保が求められています。
- おもちゃ団地は、規模拡大のための工場敷地が不足している状況となっています。
- 企業間や異業種間の交流による新事業の創出が求められています。



みぶ羽生田産業団地

施策の展開

施策7-B-1 産業基盤の充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内の空き工場等について、栃木県等と連携し立地促進を図ります。 ● 企業ニーズ等を把握し、新たな産業団地の整備を検討します。 ● 企業誘致を推進するため、緑地等面積率の緩和を検討します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業振興奨励事業

施策7-B-2 地域産業の強化

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業融資制度は、経済情勢の変化に柔軟に対応した資金供給を行います。 ● 経営者交流会や産学官連携等の支援を行い、新たなビジネスチャンスの創出を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業融資制度事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
産業振興奨励金交付企業数(累計)	7社 (平成23～27年)	8社 (平成28年～32年)

基本方針

- 生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成を図ります。
- 土地利用型農業や施設園芸など特色ある農業及び遊休農地の有効利用を推進します。
- 特産物のブランド力を高め、農業・農村の活性化を図ります。

現状と課題

- 未整備の農業生産基盤では、生産性が低く、地域農業を継続していくことに支障が出ており、ほ場整備などにより生産基盤の向上を図る必要があります。
- 農業従事者の高齢化や耕作放棄地が増加しており、新規就農者の確保が必要となっています。
- 新規就農者等の育成活動を支援し、遊休農地の効率的活用を進める必要があります。
- 無秩序な農地転用が行われないよう規制をしていくことが必要となっています。
- 産地間競争が激化しており、みぶの妖精ブランドの推進が必要となっています。
- 畜産の飼育管理の適正化、環境整備等が求められています。
- 6次産業化、農商工連携の強化が求められています。

施策の展開

施策7-C-1 生産基盤の整備

方向性

- 生産性の向上を図るため、使いやすい圃場整備やかんがい排水施設、農道・水路の整備などを推進します。

主な事業

- 下稲葉地区圃場整備推進事業



トマト収穫



田植え

施策7-C-2 担い手の育成・確保

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営規模の拡大や経営管理、生産方式の合理化を図り、地域農業の担い手となる認定農業者や生産集団の育成を推進します。 ● 新規就農者の確保に向けた取り組みに努めます。 ● 経営力や資本力に優れ、新たな農業経営体として期待できる企業の参入を促進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 担い手規模拡大推進事業 ● 新規就農サポート事業

施策7-C-3 競争力のある農業の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地流動化の促進や各種補助事業・制度の適正な運用により、農業経営体の大規模化・集団化を促進するとともに、安定的で効率的な農業経営の推進を図ります。 ● 農地パトロールにより、遊休農地の把握に努め、地域担い手等の規模拡大等を進めます。 ● “みぶの妖精ミーナ”を使った“みぶの妖精ブランド”の推進とあわせ、いちご、トマトなどの園芸作物の生産振興と販路拡大を推進します。 ● 直売所や地元商店・商業施設への流通経路の確立などを図ります。 ● 安定した経営を行う畜産農家を育成するため、新たな技術の導入や防疫対策による安全・安心な生産体制を図ります。 ● 家畜排せつ物の適正な管理及び合理的な利用促進を進め、周辺環境に配慮した経営環境の確立に努めます。 ● 6次産業化、農商工連携の推進を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域特産物推進事業 ● 6次産業化推進事業

施策7-C-4 農村地域の活性化と交流の推進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然・文化を活かした地域間交流を進めながら地場産物のPRを図ります。 ● 多面的機能支払交付金の活動等により農村地域の活性化と交流の推進を図ります。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 多面的機能支払事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
下稲葉地区圃場整備面積(総面積:262ha)	0ha(平成27年)	150ha
認定農業者数	200人(平成27年)	250人
遊休農地面積	49ha(平成26年)	30ha

基本方針

- おもちゃ博物館を中心に、新たな誘客、リピーターの確保を目指します。
- 地域資源を活用した新たな観光振興を推進します。
- 観光協会のイベントの充実を図り、しのめ花まつりなどのイベントから商店街への誘客につなげる取り組みを推進します。
- みぶハイウェーパークを中心に周辺施設と連携し、来訪者の増加を図ります。

現状と課題

- おもちゃ博物館は、平成 23 年度のリニューアル以降来館者が増加傾向にありますが、施設の老朽化に伴う計画的な改修が必要となっています。
- 来訪者に壬生町の魅力(古墳、寺社等)をPRするとともに、町中を訪れるような観光の仕組みづくりが求められています。
- 近隣市町との連携による観光客の確保が必要となっています。
- みぶハイウェーパークの機能強化を図り、旅の目的地となるよう整備していく必要があります。
- みぶハイウェーパークは、周辺施設との共同イベントやPR活動を通して、さらなる壬生町の魅力をPRする必要があります。
- みぶハイウェーパークは、利用しやすい施設の検討が必要となっています。



みぶハイウェーパーク



おもちゃ博物館

施策の展開

施策7-D-1 観光資源の活用

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● おもちゃ博物館を中心とした観光振興を進めます。 ● わんぱく公園、バンダイミュージアムと連携し、2次交通を利用した相互の活性化、さらには、イベントから商店街への誘客を強化し、リピーターの確保へつなげていきます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● おもちゃ博物館維持管理事業

施策7-D-2 観光交流の促進

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 古墳や古い街並みなどを活かした取り組みを進めます。 ● 「かんぴょう街道」「食の回廊」などの広域連携による多方面からの観光誘客を推進します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベント開催事業 ● 観光プロモーション推進事業 ● おもちゃのまち魅力アップ推進事業 ● 観光ボランティア養成事業

施策7-D-3 みぶハイウエーパークの機能充実

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● みぶハイウエーパーク（道の駅みぶ）の機能充実を進めます。 ● 高速道下り（西側）駐車場からも店舗等が見え、施設への来場者が増加するようみらい館の再整備を検討します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● みぶハイウエーパーク魅力アップ事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
おもちゃ博物館年間入館者数	210,082人 (平成26年)	220,000人
みぶハイウエーパーク来訪者数	2,498,068人 (平成26年度)	3,100,000人

基本方針

- 多様な就労情報や職業能力の開発・向上のための訓練・講座の情報提供に努めます。
- 労働環境の改善を図るための法制度の普及や活用について啓発を行います。

現状と課題

- 若者を中心に、働きやすい環境づくりが求められています。
- 「ワーク・ライフ・バランス」を進めるため、仕事と家庭の両立が実現できる働き方が求められています。
- 少子高齢化や景気回復の影響から企業が必要な人材を確保することが難しくなっています。



ワーク・ライフ・バランス

施策の展開

施策7-E-1 雇用の安定

方向性

- 求人企業と求職者の情報がスムーズに行き渡るよう、ハローワークや雇用協会と連携し、さまざまな就労情報の提供に努めます。
- 職業能力の開発や向上のための訓練・講座の情報の提供、労働環境の改善を図るための法制度の普及や活用について啓発を行います。

主な事業

- 就労情報提供事業

施策7-E-2 働きやすい環境の整備

方向性

- 仕事と家庭が両立する働き方を支援します。
- 若者の就業意識が高まるよう支援します。

主な事業

- ワーク・ライフ・バランス推進事業

指標

指標名	現状値	目標値(平成32年)
就労情報提供数	60回 (平成26年)	70回



©柊あおい

▲ みぶの妖精「ミーナ」

壬生町農産物ブランド「みぶの妖精」をPRするため、壬生町出身の漫画家で、スタジオジブリ作品「耳をすませば」や「猫の恩返し」の原作者として有名な「柊あおい」さんが、イメージキャラクターを作成しました。愛称は、公募により壬生町の壬「ミ」と野菜の菜「ナ」から「ミーナ」と名付けました。

Ⅲ-3 行政改革大綱

- Ⅲ-3-1 行政改革大綱の位置づけ
- Ⅲ-3-2 基本目標と方向性
- Ⅲ-3-3 取り組み方針
- Ⅲ-3-4 行政改革の進め方



壬生町
第6次総合振興計画
前期基本計画



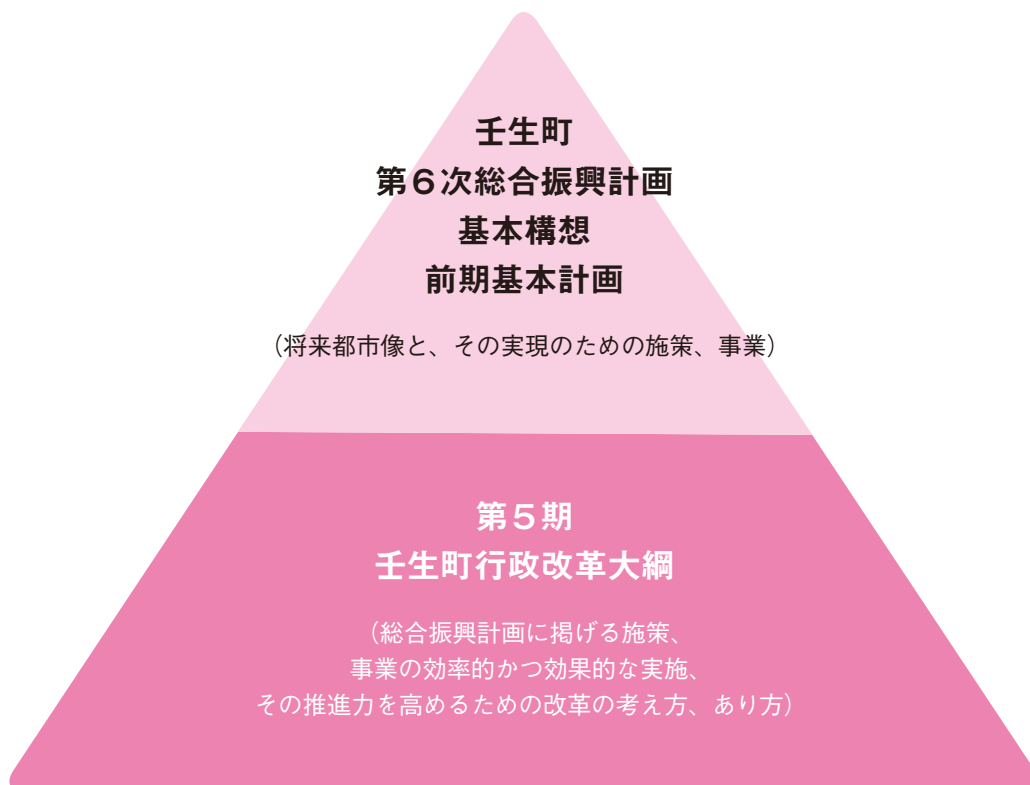
前期基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像やまちづくりの基本姿勢を実現するため、「壬生創生プラン」及び「分野別計画」において、各施策の方向性や事業などを示しています。

また、本町では、平成7年度から行政改革大綱を策定し、行政改革の推進を図っており、「町民視点の行政経営」を基本とし、「町民主体のまちづくり」や「経営資源の選択と集中」を継続的に進め、少ない経営資源で質の高い行政サービスの実現を目指しています。

そして、これまで継続してきた改革を継続するとともに「町民との協働によるまちづくり」をさらに充実し、「必要性に応じた経営資源の選択と集中」を推進し、将来の世代に住みよい壬生町を引き継ぐため、「第5期壬生町行政改革大綱（平成28～32年）」を策定しました。

そこで、前期基本計画（平成28～32年度）においては、各種施策・事業を展開するために必要な効率的かつ効果的な行政経営の土台となる考え方、あり方を示す「第5期壬生町行政改革大綱」を、計画推進の基本として取り組むため、「第5期壬生町行政改革大綱」の基本目標や取り組み方針を行政改革大綱として位置づけます。

「総合振興計画」と「行政改革大綱」との関係



基本目標

みんなで創る 次代に繋ぐまちづくり

1 住民と行政の協働によるまちづくり

限られた経営資源の中で、高度化・多様化する住民ニーズへの確に対応し、住民サービスの維持・向上に取り組めます。また、住民や地域活動団体、NPO法人、事業者等と町が、まちづくりの目指すべき姿を共有し、それぞれの特性や能力を発揮することで、適切な役割分担に基づく「住民主体のまちづくり」を推進します。

2 住民ニーズや時代の変化に対応したまちづくり

「効率的で信頼性の高い行政経営」に引き続き取り組むとともに、住民ニーズや社会情勢の変化に対応した「住民満足度の高い行政サービス」を継続的に提供していく取り組みを推進します。また、効果的、効率的な組織の確立や職員の資質向上、活用による組織力の向上を図ります。

3 持続可能な行政経営によるまちづくり

さまざまな課題や変化へ適切に対応し、持続可能で自立したまちづくりを見据えた施策・事業を着実に展開することができる行政経営の確立に努め、既存資源の有効活用や歳入、歳出の適正化による財政基盤を強化します。

基本目標達成に向けて、改革を実践していくための基本方針を次のとおり設定し、改革を推進します。

基本方針1 住民や地域との協働の推進

地域課題の解決には、住民と行政がお互いの情報を共有し合い、お互いの立場を尊重しながら、取り組むことが重要です。誇れる壬生町を次世代に引き継ぐため、協働によるまちづくりを推進します。

主な取組

- 町民活動支援センター“みぶりん”を中心に協働を推進します。
- 地域会議（タウンミーティング）では、地域の課題を把握し解決を図ります。
- 協働のまちづくり指針を策定し、町全体の協働の気運を高めます。
- 住民が町に対する愛着や誇りを持てるよう町の魅力を発信します。

基本方針2 効率的で質の高い行政サービスの推進

住民ニーズや時代の変化を的確に捉え、限られた経営資源を効率的に行政サービスにつなげるには、時代に合った組織体制や人材の確保は欠かせません。多様化する住民の声や目まぐるしく変化する時代に答え、本町にお住まいの方が「住んで幸せ」と実感するまちづくりを推進します。

主な取組

- 証明書等のコンビニ交付により利便性の向上を図ります。
- マイナンバーを活用し、手続き等の簡素化を図ります。
- 人事評価制度や職場内育成等を充実し、人材の育成及び確保を図ります。
- 施設管理等の民間活用を推進します。

基本方針3 持続可能な行政経営の推進

人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少、少子化、高齢者の増加など、これまでに経験したことのない社会環境の変化が予想されます。今後予想される社会環境の変化へ柔軟に対応するために、健全財政維持に向けた「歳入の確保」「歳出の抑制」を推進します。

主な取組

- 公共施設総合管理計画を策定し、計画に基づく管理を行います。
- 町税等の徴収率向上に努め、広告収入等の税外収入による財源確保に努めます。
- 行政外部評価等による住民目線での行政経営に努めます。
- 隣自治体との連携により、行政サービスの向上に努めます。

Ⅲ-3-4

行政改革の進め方

推進
方策 1

総合振興計画の推進に合わせた行政改革

毎年度策定する「壬生町第6次総合振興計画実施計画」の中で、行政改革大綱に掲げる取り組みを連動させながら、行政改革を推進します。

推進
方策 2

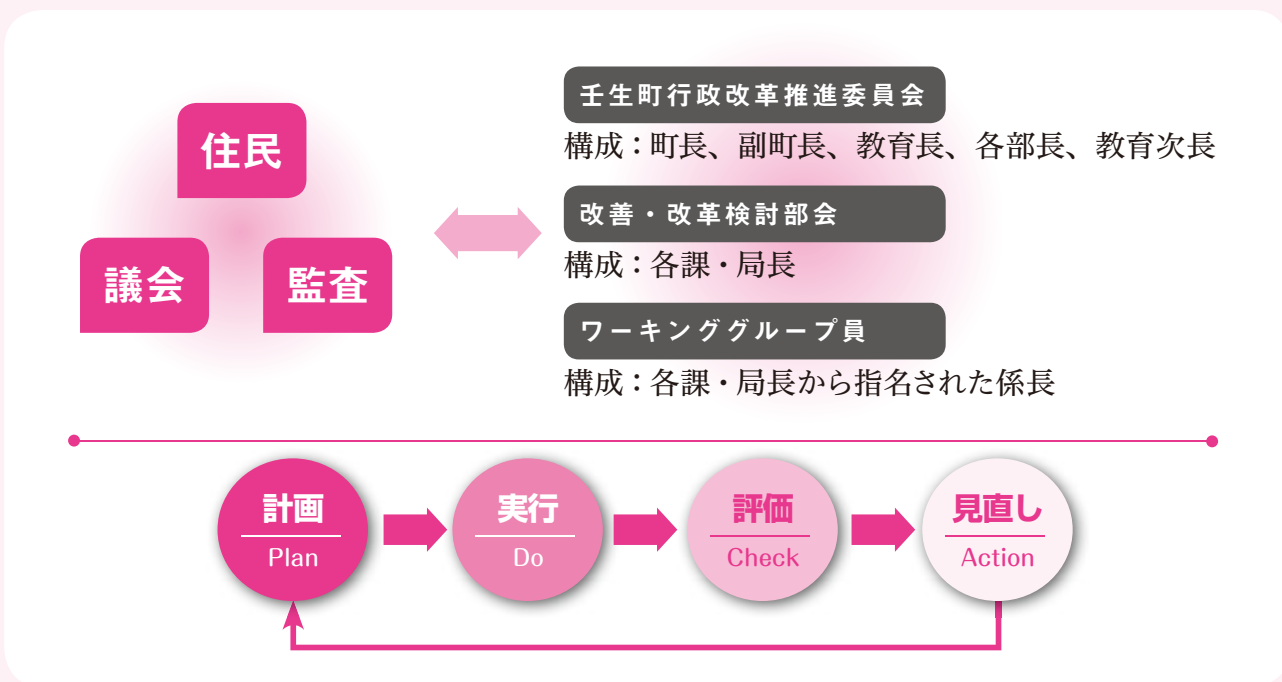
創造力のある人材の育成と組織を活性化させる行政改革

職員提案制度や各種研修により、職員の意識改革を高め、行政内部からの行政改革を推進します。

推進
方策 3

住民ニーズや時代に応じた行政改革

住民ニーズや時代の変化に対応した組織体制の最適化を図り、庁内の情報共有化に努め、行政改革を横断的に推進します。



効率的で質の高い行政サービスの提供

将来を担う世代に誇れる壬生町

I 計画策定にあたって

II 基本構想

III 前期基本計画

IV 資料編